

1. 議事日程

(平成19年第1回安芸高田市議会3月定例会第8日目)

平成19年3月7日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	藤 井 昌 之
12番	青 原 敏 治	13番	金 行 哲 昭
14番	杉 原 洋	15番	入 本 和 男
16番	山 本 三 郎	17番	今 村 義 照
18番	玉 川 祐 光	19番	岡 田 正 信
20番	亀 岡 等	21番	渡 辺 義 則
22番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

1番	明 木 一 悦	21番	渡 辺 義 則
----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長	児 玉 更 太 郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	杉 山 俊 之
福祉保健部長兼	廣 政 克 行	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
福祉事務所長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
建設部長	沖 野 清 治	消 防 長	竹 川 信 明
兼公営企業部長	平 下 和 夫	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
教 育 次 長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	宍 戸 邦 夫
八千代支所長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
高宮支所長	垣 野 内 壯	社 会 福 祉 課 長	重 本 邦 明
向原支所長	沖 野 和 明	保 健 医 療 課 長	武 岡 隆 文
財 政 課 長			
高齡者福祉課長			

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治



午前 10時00分 開会

○松浦議長

それでは、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、
1番 明木一悦君、21番 渡辺義則君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○松浦議長

日程第2、一般質問を行います。
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則の
とおり3回までといたしますので、あらかじめご承知おきください。
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

はい。

○岡田議員

19番日本共産党の岡田正信でございます。私は市長に2点お伺い
しとるところでございます。

まず1点目は今年の国の2007年度の予算と市の財政にかかわる
問題について、お尋ねするところでございます。通告にしておりますよ
うに、小泉政治から安倍政権になって市の財政にどんな影響があるか
と、いうことが大きな枠でございます。

その一つは合併特例債のこの只今、償還の70%は地方交付税でみ
るという償還が済むまで、つまり借金が終わるまで、この地方交付税
措置が続くかの見通しです。と申しますのもいろいろ最近問題になっ
ております、夕張の問題が取り上げられるわけですが、この夕張の問
題も約束である炭鉱の、ま、簡単に言えば後始末する特別な起債制度
が2002年に政府と北海道庁の知事の間でですね、地方六団体の要
請にもかかわらず、切られたということが大きな問題の端を発しとるこ
とも言われております。で、今年から新交付税の導入ということも起
きておりますし、今までの流れから言いますと、この政府がとって来
た立場がですね、いつまでも保障されるという見通しがないわけです。
ただ、特例債の償還の問題については、交付税措置すると言われます
けども、全体の交付税の問題が論議されとるわけですから、約束は続
くというふうに私も考えとりますけどもこれまでの経過から見て、1
00%保障されるという見通しがあるのか。市長の洞察力といいます
か、これまでの行政経験からの含めて見通しを伺うところでありませ

2番目にその地方財政を厳しくすると言いましたけども、これも含んどりますけども、新交付税は今年地方交付税全体の10%、来年度は20%というふうに言われておりますし、大きな問題は政治を動かしている財界の動きの様子でございます。ご承知のとおり奥田経団連会長から御手洗会長に交代されまして、方針を私なりに一読させていただいたところですが、要は奥田さんの書かれたレポートというか、三位一体改革による小泉さんが進められたことも含んどりますけども、25年をめどに計画を出されたわけですが、新しい会長になりましてそれを10年前倒しということで進めておられるわけでございます。安倍首相の発足以来、教育基本法のこれも戦後大改悪を私なりに言えば改悪なんですけども、改悪をされ、さらに農政におきましてですね、戦後最大の大転換という方向が見えておりますし、さらに今の国会では、憲法の変えるための法律案というのがされとりますし、マスコミの報道では、5月ぐらいまでにその目途をつけたいというような動きも報道されとります。こういう状況の中から見ましてですね、去年の9月の定例議会でだったと思うんですが、市長の答弁ではですね、安倍政権になったら来年は選挙もあることだし、多少地方にはいろんな財源で優遇が起きるんじゃないか、という見通しのようであったと記憶しておりますが、これなるほど新交付税の配分につきましてもですね、本市におきましてもですね、財政的に特別交付税という形で若干このプラスになるような方向も出とるようですが、要は何でもそうですが、最初いい方向を見せておいて、次の段階、その次の段階ではですね、やっぱりそうだったかというようなのが今までの流れと私はつかんどります。今朝も新聞でも報道されましたが、あの、中山間地の直接払いでですね、三次の方では2億円の間違いだったというような報道がされとりますようにですね、これは県でございますけども、県でもそういう方向がみられるのも、要は国の政治の流れからきとるというふうに思うわけでございます。そういうことを含めて市長の所見を伺うわけでありまして。

2つ目の農業振興についてですが、農業は市の基幹産業として位置づけてあるわけですが、国の政策に振り回されているのが現状でありまして、経営悪化方向にしか道がないような状況です。法人組織を広島県は特に進めておりますけども、この法人組織にして、生き残れるメニューは提案してありますが、中山間地の本市や集落営農中心にするという方針を今までの本会議でも市長はたびたび論じておられますが、今年はですね、そういう所から考えますと農協とのですね、集落の説明会、行政が、つぶさに歩いていないのが、私はつかんだわけですが、市長の方針変更が伺えるのか所見を伺うところでありまして。と申しますのも、今年から新しく導入されとります、水と環境保全を守るという事業でございますが、これは中山間地と違いまして特例といいますか、特別に農業所得に入れずに、非課税扱いにするということ

ですが、これもですね、広島県においては先日の農業新聞でも報道しましたが、規制を加えてですね、認定あるいは法人、法人化しとるとこしか該当しないと、したがって、国から来る県への関係の予算の方向を見てもですね、広島県は全国よりその岩手県も一つ入ったと思うんですが、特別にこの、この事業を進めるということをしとります。で、先の一般質問でも私申し上げましたけども、法人をつくれればその農家の基本台帳から農家が消えますので、今現在の地方交付税措置の法律に基づきますと、農家一戸当たり9万5,000円の交付税措置がされる基礎の算定基準がなくなるわけですが、そういうことになりますと、安芸高田市におきましてのこの交付税の減額という道がさらに広がるということにつながります。市長の所見をお伺いするところであります。あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの岡田正信君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの、岡田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、国の2007年度の予算と市の財政についてというご質問でございます。合併特例債につきましては、地方自治体が、議会議決を経て、国・県において承認された新市建設計画に基づいて発行するものでございまして、その元利償還金の7割が交付税により財源措置をされとるわけでございます。

公共福祉に反する法律の遡及適用は禁止されておりますので、国の財政が厳しいからといって、新市建設計画に基づいて発行した既発の起債に係る、償還金の交付税措置が廃止されることはないものと考えております。

また、国による地方歳出の抑制につきましては、本年1月の安倍首相の施政方針演説では、「歳出削減を一段と進め、財政の無駄をなくすことの基本方針は、いささかも揺らぐことはない」また、「地方自治体に対して新たな再生法制を整備するとともに、地域における官民格差が指摘されている地方公務員の給与の引き下げなど、行財政改革の推進と、規律の強化を強く求める」と述べております。

さらに、国が定めた、平成19年度の地方財政計画においても、昨年7月の小泉内閣時に閣議決定された、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に沿った歳出抑制計画となっており、税源移譲により、十分とはいえませんが、国からの地方への税配分が上昇しますが、その反面、国庫補助負担金の削減、今後の地方交付税制度の見直しなどにより、自主財源が少ない中山間地域に位置する本市の財政運営は一段と厳しさを増すことが予想されます。

これらの地方改革に対応する、我々地方が取り得る、現段階での唯一の手段は、行政組織をスリム化・フラット化し、行政改革のさらなる推進が一番の手法であると考えております。

いずれにいたしましても、これからも、納税者の視点・感覚に立っ

た行政運営を心がけ、必要最小限の経費で最大の行政効果が得られるよう、行財政全般のさらなる見直しを行ない、効率的で市民の皆様から信頼感のある行政執行体制の確立に、職員が一丸となって邁進し、目標とする「住民と行政が奏でる協働のまちづくり」の形成に向けて取り組み、人輝く・安芸高田の実現に努力してまいり所存でございます。

次に、農業振興の問題でございます。広島県におきましては、「広島県新農林水産業活性化行動計画」の見直しと県の財政事情により、集落型農業法人や企業的農家などの担い手に特化し、事業の採択をする方針で農業施策を展開しております。広島県は全国でも法人化推進のトップランナーでもあり、国の方針に加え、さらに法人化推進のための施策を集中させてきております。

このような中で、市の振興方針に基本的な変化はございません。みずからの地域はみずからで守ることを基本とし、法人や担い手農家、また小規模、兼業農家、女性、高齢者等が地域農業の担い手であるわけございまして、今後とも、集落の総合力による集落営農を広島北部農協等関係機関一体となって推進してまいります。

我が国の、農業の柱であります米づくりの、生産調整事業に見られるように、国におきましては生産者やその関係団体へシフトしていく流れになって来ております。しかしながら、生産調整と生産振興は表裏一体でありまして、生産者、その団体、そして行政の連携が必要になってくるわけでございます。今後におきましても、農協等関係機関、団体との連携を図りながら、その役割を果たしていくことが重要であると考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

市長がつつらつつらと答弁されたわけですが、私が心配するのは先ほども申しましたように、経団連の会長が変わってからですね、総理も小泉さんから安倍さんに代わりました。これまでの一連の政治の進め方を私なりに報道、あるいは新聞雑誌等でこれまでの流れを見たところ、先ほど申し上げましたように教育基本法の行政から言えば改正ということですが、この問題を含めて、それからその憲法の改正まで道筋をつくった法律、国民投票法案を5月までにつくると。それから先ほど言いましたように農政では大きく戦後最大の大転換をするというのはやっぱり広島県がその先頭を切っているように、我が市長さんも県の農業委員長されとるからその動きはよくつかんでおられると思うんです。法人を後段の農業の問題で言えば、法人をつくれれば自治体の農家が減るわけですよ。個々の農家が。そうすると12月でしたか、総務部長から一戸あたり9万5,000円の交付税措置をされる算定基準があると。この問題ひとつとりましても、現状の交付

税措置がある段階では、法人をつくれればつくるほど安芸高田市においてくる財政が、交付税措置が少なくなる。基盤がなくなると。通告しとすることは、このたびの営農集団、集落営農を中心にする。法人じゃなしに、安芸高田市はその実状にあった集落営農を私は勧めたいんだと、市長はたびたび申されておりました。この点のギャップを法人を県はどんどんどんどん進めようとする。ですから新しい制度で、水と環境、この問題でも去年は可愛でモデルでやられましたよね。それは別に法人じゃなくても個人でなくてもたまたま営農法人でやったわけですが、モデルですから、そのときは。大朝にもあったと思うんですが、今年は県の方が一般にはせんと。法人組織がつくれんと。そういう方向に変わったわけですね。そうすると県の方向へずっといくと法人を進めていかにゃあいけんなるわけですね。県の方向へ従え。ですが安芸高田市の財源措置から考えれば、法人をつくれればそれだけ減るわけですね。県もそうなんです。県に落ちてくる交付税の算定基準が農家がなくなるわけですから。県も財源がないない言いながらその方向走っていきよる。その点を市長はどのように考えているのか尋ねるところであります。

それから国の政治の問題であります。この方向も奥田さんは1925年をめぐりにレポート書いとっちゃったわけですね。それを前倒しすると。当面5年はこれもやる、これもやるというのが今の憲法問題まで入ったわけですよ。私キャノンという言葉、カメラは知ったんですが、英語でたまたまうちの息子の奥さんに聞きましたところキャノン言うたらカメラだと。カメラはカメラの会社だから、英語でどう言うんかと言うたら、大砲という意味がある。そうか、キャノンボールを弾丸速球と言う、そうかということで、キャノンという会社をちょっと経営状況見させてもらったんですよ。世界のキャノンになるということで、世界中の100選の中に入ると。上位から。それを目標にしておるということで、随分経営方針も改善されまして、それなりに。そりゃ偽装請負も入るんですよ。このたびも安芸高田市にちょこっと出ておりますが、人材派遣の問題も含めてキャノンという会社は大分で大きな問題を起こしたりしておるところです。それだけに会場の意味合いが大きい言うのは、事を進めることが早すぎるんではないかと、いうことで審議も財政的にも地方交付税は約束じゃけ、反古にはしゃあせんと言いますけど、全体を歳出削減をするということを大方針に掲げておる安倍総理の下ですから、このキャノンの御手洗会長が進めるんと一緒になったら、一番のところを地方自治体にもろに来るのが早いんじゃないかと。いろんな面で。どのように推察をされたかお尋ねいたします。

○松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ただいま岡田議員さんのご質問でございますが、国の政策に対して

どのように思うかと、こういうようなこと、それに対応してどうするかというような、非常に大きな課題でございます。我々も岡田議員ご指摘のように現在のいわゆる大きい会社を中心にした、そういう日本の経済をどのようにするかという、そういう国の政策については、大変我々も危惧をしております。それは世界の中でどんどんインドとか中国とか、後進国がどんどん発展をするなかで、安い労力で、安い製品を世界中にばらまいてくると。そういうようなことに対抗していかないといけないのが今の日本の大きな経済の流れだと思います。したがって、今言われるように大規模の会社中心の政策が出てくるわけでありまして、それはそれなりに私は世界の経済の中で伍して日本が資源も何にもない人材しかない日本としては、これはやはりある程度のことは理解をします。しかし、その陰に出てくるものはいわゆる地方の、先ほどご指摘をされましたように弱い部分にそのひずみが出てくると、そのことをどうするかというのが今、政治の課題でありまして、我々はそのことについては、声を大にして、要求をしていく必要があると、このように考えます。今ご指摘の日本の農業の問題は、本年から農業の大転換、今までは大きな農家も小さい農家も一緒に支えていこうというのが日本の農政であったわけでありまして。それで価格政策によって、農産物のある程度補償しながら、そのことによって大きい農家も小さい農家も一緒に伸びていこうと。しかし、これでは世界の農業には対抗できんというのが今の時代の流れになってきたわけで、したがって本年度から日本農政の大転換と言われております。要するにその世界の農産物と価格競争が伍していけるような、そういう農業をつくらにゃいけないというのが農業の大転換になっております。米にしても大体外国からの米に比べたら5倍高いと。5倍日本の米であると言われておりますが、それを一遍に関税の障壁をないようにしたら日本の米農家というのは一遍にばあになると。そういうことで今貿易交渉もされております。そういう流れの中で、世界の農業に伍していくために農業法人と認定農家、認定農家というのは5町、4町以上であります。広島県の場合は2.5町くらいが認定農家になると思っておりますが、そういうことで要するに大規模農家を優先していこうと、こういうのが今の国の大きな施策になってきております。これを我々がどうこう言うても国の大きな流れであるわけです。国の流れをどうこうして、知恵をしぼっていこうというのが実態であるわけでありまして、特にご指摘のように、水と土環境の問題については、要するにこれは今まで一反当たり約2万円の中山間地の要するに傾斜のある地域の補助金があったわけですが、これと対をなすもんで、例えばモデルになった平場は補助対象にならんと、この中山間地。ということで新しく出た水と土と環境の補助金であります。そういうものを県も金がないんで、この平場のあれは、10アールあたり4,400円の制度を私ほうまく利用して平場の農家の振興を図るとというのが目的である

と。しかし県が銭がないので、県はご指摘のとおり、法人と認定農家しか対象にせんと。わずかし対象にならんということでございます。しかし、安芸高田の場合は県がそれを対象にしないのなら、あえてこれは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担金を出すわけでございますが、安芸高田の場合は県がやらんのなら県の2分の1をあえて市で負担をして、できるだけ平場の農家へ浸透やっていたきたいということで、恐らく私は広島県ではこの例というのはいらないと思います。よその市町村では全部県と同じようなことをやっておりますんで、そういう意味では県の該当せん部分が約500ヘクタールくらいは今該当するんじゃないかと、新しい市の施策によってですね。いのように考えておりました、そういう点ではわずかながら国やら県がやらんのなら、市としてできる範囲内で振興をやっていること、こういうことで今取り組んでおるところでございます。

○松浦議長

以上で岡田議員の再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

国のことはどうしようもないということですが、これはどうしようもないで、市長ができませんわけよ。住民がその方向性をどう判断して、国の方向とどう違うかというのは有権者が考えにゃいけないことだと思いますよ。自治体の長としては、その財政問題を論じるときには国がそういう方向にきよっても安芸高田市はこの農家の問題をひとつとりましても、交付税措置があるのに農家が減らんようにする施策はできます。ただ今、平地の水と環境を守る分では制度が安芸高田市が県が出さんもん、うちが財政をカバーしてやると言われましたけども、これは一理ありますけど、しかしそれも法人を対象ですよ。小さい集落は対象ではありませんよ。それからこの通知を説明されたのが2月の中旬だったと思うんですね。締め切りは20日ですよ。たしかに各集落の申込書というのが今来ておりますよ。小さいことは部長と予算の時にもできますが、私は市長にお伺いしておりますんで、そういう制度を適用されたことは評価しますが、法人ですよ。ですから基礎農家が減ると、自分ところ銭がないと言いながら銭を減すような方向を広島県もしよるわけですよ。これ規制かけておるのは先ほど言いましたように岩手県はどういう規制かわかりませんが、広島県は今のよう法人だけと、いうのをやるとるわけですよ。それは広島県の税収が少なくなることを選べば、銭がないと言いながらそれをやりよる。県の農業員会長されとるわけですから、その面でもどう思われるかを聞いたわけですよ。

それからパンフレットをいただいとるわけなんですけど、政府が進めておることには米の生産調整を達成していることは必須条件に入っていないんですよ。うちのには入っているんですけどね。安芸高田市には。それから、途中からは入れんのんですよ。2月の20日を締め

切ったら、あれからは入れんのんです。これは5年間と書いてありますが、先ほど言いましたように選挙があるけえつくったようなもので、来々、再来々、5年間保証があるというのはわからんのですよ。そういうことから考えましても、市が県がせんことをうちがやりよるのは、広島県でもうちぐらいかということですが、法人に限って言うのではないよりはいいんかもしれませんが、基礎農家が減ることについては、私はマイナスになるのではないですかと、それを進めることによって、いかがですか。

○松浦議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 県の政策についてどう思うかというような意味のご質問もあったと思いますが、やはり県は県として、実は広島県の農業を元気にする会というのがありまして、これは農協中央会が音頭をとって、農協中央会を農業会議と県との会議があるわけですが、その席でも私は1時間にわたって農業部長と論議しました。広島県の農政はこれでいいんかと、今の水と土の問題としても、国がもう少し緩めてやってもいいということを何で県はそんな規制をはめてやらせんような方法をするんかと、こういう論議を随分もうやったんですが、県の意思は非常に硬いということであります。硬いということは結局県も財政的にどうもならんようになったと、だから金がないんだからしょうがないというのが最後の言い分ですが、結局それができんのならあえて市は県がやらんのなら、県がやらん部分も負担してやろうということでございます。今いろいろご指摘のありました具体的な問題については、担当部長の方からお答えをしていきたいと思っております。

○松浦議長 再々質問の答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長 議長。

○松浦議長 はい。

○清水産業振興部長 それでは、農地水環境保全向上対策事業についてのお尋ねについて、答弁を申し上げます。

現在の取り組み状況、あるいは県の対応の状況でございますが、広島県の事業への対応につきましては、先ほどご質問の中で、ご指摘があるような状況でございます。広島県におきましては法人のみを対象にしたところのみ、広島県の上乗せをしていくと、それ以外の地域にとりましては、国とそれぞれ実施をされる市町で負担をしてくださいという考え方でございます。安芸高田市の取り組みにつきましては、概略は市長が先ほど申し上げたとおりでございます。法人を含め、中山間地の直接支払いの取り組んでいる地域以外を対象に推進をして、まいっておるところでございます。先ほどご質問の中にもございましたように、大変短い期間の中での推進ということで、推進班長さんを中心に大変ご苦勞をかけておるところでございますが、この事業の県

からの市町の説明が1月24日というスケジュールで始まりまして、県の方への申請が2月の22日までが期限という、非常に短い中での取り組みで、今日までできております。いろいろとご質問の中にもありましたように、推進班長さん、代表者の方からこんな短い期間の中で、集落の中で協議をするというのは非常に難しいというご意見もたくさんいただきました。それを大変ご無理なところをお願いして、一応現在のところ、安芸高田市の全体の取りまとめの状況でございますが、29の地域から一応取り組んでみたいというご希望をあげていただいております。その中には当然県の対象になります農業生産法人が5地区生まれております。その他の24地区につきましては、法人以外の集落、あるいは地域の組織で取り組んでいくということで、現在は希望を取りまとめて、県の方へ報告をさせていただいておるという状況でございます。これは4月からスタートするわけでございますが、先ほどご質問にもありましたように、途中からこれに取り組むということではできません。あくまでもこの事業のスタートは今年の4月1日からということでございますので、来年1年かけてじっくりと協議をして、2年目から取り組むようなことができませんので、大変短い期間の中での集落への推進、あるいは集落での意思決定ということになっておる状況でございます。正式には4月1日が取り組みの箇所、あるいは面積が確定するということになろうと思っておりますが、現在の段階では、29地区で大体500ヘクタールの区域がこの事業に参加してみたいということで、ご希望をあげていただいております。それからこの事業につきましては、生産調整の関係のご質問がございましたが、本市の場合は生産調整に参加していることを要件とさせていただいております。この生産調整への参加につきましては、これまで市独自の農業振興施策なりの要件にこの米の生産調整ということの規定とした形でそれぞれ農業振興に取り組んでおるという経緯がございますので、あえてその生産調整に参加しておることを要件として、付け加えさせていただくということでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

以上で岡田正信君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

続いて通告がありますので、発言を許します。

1番 明木一悦君。

○明木議員

1番あきの会明木一悦。安芸高田市議会会議規則第61条第2項の規定に基づいた通告、一般質問を大枠3つについて行います。その前に今回の質問は説明させていただきますと、以前もお見せしましたけど、我々安芸高田市、あきの会4つの宣言の中のマニフェスト、いきいき経済創出の中から中心に行わせていきたいと思っております。

まず、大枠第1項、施政方針についてお伺いいたします。先日2月

28日に市長によりまず施政方針を行われました。いわばこれは、市長における今年の政策目標、児玉市長のローカルマニフェストととらせていただきました。児玉市長は今期、最後となる一年の一年間のローカルマニフェストとして、出された施政報告、施政方針その冒頭陳述並び平成19年度の予算編成の基本方針について、本市における景気の回復が実感できない状況、また、国庫補助負担金の削減、地方交付税制度の見直しなど財源の安定した額が不透明であるとまた財源はさらに厳しい状況である。今まで以上に納税者の感覚に立った運営が求められる。財政構造、判断基準とされる数値が警戒を要する状況の危機的な状況を迎つつある。厳しさ増す財政の現状を示し、人口33,000人余りの人口規模において、義務的経費、経常経費は予算規模が比較できる類似団体と大きく乖離しているのも現状である。一刻も早く予算規模をスリム化した政策的な経費にし、財源を少しでも多く確保する必要があるという非常に財政面で厳しいことを切々と述べられていました。これからの市政財政状況を見ますと、やはりこの安芸高田市総合計画を基本とした平成19年度予算に伴う政策、それが必要になってくると思います。そこでお伺いするわけですが、この中で述べられてます、「快適で賑わいあるまちづくり・心豊かで創造性に富んだまちづくり・人と環境にやさしいまちづくり・多彩な生産と交流のまちづくり」と4つの町づくりにおける安芸高田市緊迫財政に対しての政策的な財政健全化、財政確保に向けた取り組みはどのようなものがあるのか市長にお伺いしますが、具体的な政策、また数値目標についてお伺いします。

2番目に行政政策という大きなくりの中で道州制についてお伺いするところです。道州制については、いろんなところでいろんな角度からの議論の場が非常に増えてきております。先日、市長も同席されましたある会場で一緒に聞かせていただきました国や県の話の中においてもやはり、道州制が加速しているという話を聞きました。近隣の市長においては道州制に向けて州都をそこへ持ってくるという発言をされていまして、非常に市民の関心を集め、夢ある発言とされ市民が元気になってきているとも聞いております。そこで、高田郡時代から長期にわたり、首長として来られました市長はこの道州制についてどのようなお考えをお持ちかお伺いします。また、市長の政策はこれまで長期的な観点に立っての政策が見えにくいとの市民の声もあります。私も同感しとるところです。先日開催されました総務常任委員会におきましても、議案第1号に対して私が副市長に行いました質問の答弁の中でも今後は長期的視線に立って安芸高田市の将来を考えるというような答弁をいただきました。これはやはり、まだまだ長期的な観点に立った市運営がされていないのではないかなというふうを感じとるところです。将来を背負って立つ子どもたちに残せる「未来輝く安芸高田市」の創造をこの3年間できていなかったのではないかなと

いうふうに考えます。それは財政的なことに関してです。やはり、トップである児玉市長には大きな夢を抱いていただき、将来に夢ある安芸高田市を創造することが求められると考えます。そこで、市長は20年後の安芸高田市内の地域、また50年後の安芸高田市の地域はどのようにあってほしいのか、どう思われるのかまたどのようにこれまでされてきたのか、ということについてお伺いいたします。

大枠第3番目最後の質問になるわけですが、葬斎場建設についてお伺いします。この計画、高田郡時代から合併する以前から広域連合において協議が始まってきたものです。この4・5年の間で安芸高田市葬斎場建設に係わっている社会的な環境の大きな変化がたくさん起きてきました。また、なお変化しつつあります。そんな中、現在ある建設計画における条件的なものとして、各地域にあります火葬場の老化、北広島町との協定による千代田地域の利用や高齢化に伴う地域葬の難しさなどが挙げられます。しかしながら現在その条件的なものであった北広島町が独自で千代田町に火葬場建設を進めていく方針が出されました。またこれまではなかった民間葬斎場もできましたし、なお、さらに北広島農協においても葬斎場建設を安芸高田市内につくる計画であることを発表しています。市民の中からも「何で民間がやっていることに対して行政が新たにもう一つ斎場を建設する必要があるのか」との声が上がっています。そこで、現在書かれている葬斎場の青写真を見直し、例えば縮小した計画、火葬場だけであるとか、火葬場プラス小さな待合室程度の計画に見直すようなお考えは市長はお持ちかどうかお伺いするところです。

以上、大枠3問の質問についてお答えをいただきたいと思います。なお、再質問、再々質問は自席にて行います。

○松 浦 議 長

ただいまの明木一悦君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただ今の、明木議員のご質問にお答えいたします。

施政方針についてのご質問でございますが、

景気の低迷、少子高齢化の加速、また、国の三位一体改革、地方分権改革の推進などにより、当市に限らず、都市部を除く全国ほとんどの自治体におきまして、財政が非常に厳しい状況になっておる。というのは、ご存知のとおりでございます。

こうした中、いずれの自治体においても、行政改革を進めておりますが、当市といたしましても、平成17年からの行政改革大綱を策定し、実施計画に基づきまして行政改革に取り組んでおるところでございます。

なお、本年度から事務事業全体を対象にして、行政評価システムの本格導入を実施いたし、さらなる行財政の健全化を進めてまいりたいと考えております。

また、職員定員管理適正化計画を着実に推進し、個々の職員の能力

開発を図るとともに、意識改革を一層加速させ、少数精鋭の人材育成に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

現在、わが国は、少子高齢化が深刻な問題になっております。平成17年の国勢調査では、当市の人口は、33,096人でございますが、昭和50年には、37,000人で、この30年間で4,208人、率にいたしますと、11%も減少しております。高齢化率につきましても、30年前は、15.9%でございましたが、現在は、32.5%となっております。

これらのことから、平成19年度の予算につきましては、少子化対策、若者定住対策に重点を置き、予算を編成してまいりました。

また、地域高規格道路東広島高田道路、国道54号可部バイパスの早期整備の推進など、将来の安芸高田市を見据えた施策も重点的に進めてまいりました。

いずれにしても、住民サービスの維持・向上を目的とした行財政改革であると再認識した上で、行財政全般のさらなる見直しを行い、効率的で市民の皆様から信頼のある行政執行体制の確立に努力してまいります。

次に、行政施策についてであります。とりわけ、道州制の問題についてどのように考えていくかと、こういうことでございます。このことについては、新聞紙上等で報道され関心が高まっているところでございます。

また、国や県では、このことに関する説明会なども定期的に開催されております。

地方分権社会の実現へ向けて、その受け皿づくりとして、市町村の広域合併が促進され、住民に最も近い基礎自治体の機能が充実した後に、本来の地方自治の姿として、道州制への発展は必要であろうと方向としてはこのように考えております。

しかし、現実には、市町村の広域合併についても、その進展には地域差があり、道州制への理解についても、全国的には地域間で格差があるのが実態でございます。今後におきましても、国の動向を注視しながら、その進展に的確に対応するように努めてまいりたいと考えております。

次に、葬斎場の建設計画の現在の状況についてでございます。安芸高田市葬斎場建設計画につきましては、今年の第6回及び第7回の安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会におきまして機能として、火葬場、待合室、通夜、葬儀式場を備えた施設を、場所については、安芸たかた広域連合の答申を踏まえ、市民の利便性を考慮して、安芸高田市の中心となる吉田町に整備することが確認されました。また、建設場所の選定についても、吉田町内の複数の候補地の中から、地理的中心的、市民の利便性及び財政的優位性などの条件によって比較検討して、1カ所に絞り、現在、地元との協議に入ることを併せて確認していただ

きました。議会特別委員会の了承後、昨年3月より葬斎場建設計画概要の説明、場所の選定の経過及び葬斎場整備に併せて地域振興につながる施策について地元関係者との協議を行っているのが現在の状況でございます。

計画整備施設は、無煙・無臭でダイオキシン対策等最新技術を取り入れたものではございますが、地元の皆様には、計画施設が近隣に整備されることに対して複雑な気持ちと、整備計画及び場所選定に対する疑問等が依然残っており、今後においても地元の皆さんの気持ちを受け止めるとともに、疑問点の解消に努め、ご理解をいただけるよう協議を続けていきたいと考えています。

また、北広島町との葬斎場の共同整備計画につきましては平成19年2月19日の葬斎場建設調査特別委員会で報告いたしましたとおり、建設スケジュール、施設の機能及び規模やそれに伴う負担額の相違等により、北広島町においては単独で現在ある千代田町の火葬場を修理整備するということを確認をされました。北広島町の葬斎場共同整備計画からの離脱によりまして安芸高田市葬斎場建設基本計画への影響につきましては、安芸高田市が必要とする施設の機能及び規模を変更する必要もなく、従来のおりの安芸高田市葬斎場建設基本計画の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

以上で市長答弁を終わります。

ここで休憩をとります。

11時10分まで。

なお、再質問については再開してお受けをいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま明木議員の最初の質問に対し、答弁漏れがありますか。

○明木議員

あります。

○松浦議長

答弁漏れの質問許します。

○明木議員

答弁漏れとしまして、大枠の2項目目の2番目の質問と3番目の質問については、葬斎場の関係だったんですけど、縮小するというかどうかというのを計画の見直しとして聞いておるわけですが、1番のところについても具体的な政策とか数値目標を掲げて聞いておるわけですが、そのあたりはちょっと答弁漏れだと思いますので、もう一度お願いいたします。

○松浦議長

ただいまの答弁漏れについて、市長の答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~  
午前 11時12分 休憩

午前 11時13分 再開
~~~~~○~~~~~

○松浦議長

再開いたします。

答弁を求めます。

○児玉市長

火葬場の問題については、火葬場特別委員会でたびたび方向については検討をしてくださっております。そういう経過をたどって、今私に変更を申し上げることは控えさせていただきます。

なお、細かい数字については担当部長がお答えをいたします。

○松浦議長

それでは担当部長の答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

19年度予算の全体的な考えの整理でないと思っております。具体的な数字目標という項目でございますけども、ご承知いただきますように、合併して、4年の予算ということでございます。確かに本年度の予算につきましては、他市に比べ、200億の予算規模ということが同じ類似団体等と比べますと、多少多いというのは今まででいろいろある、精査をしてきたわけでございます。今年度の予算編成にあたりましては、200億を切るという状況の中で、編成をさせていただいております。ただ、合併してない大竹市とか、そういうところにつきましては、非常に市の規模の中で、これまでの1市だけの改革をやられた経過だろうと思っております。安芸高田市の場合は6町がそれぞれ合併前の施策に基づいて実施をされ、それなりの構成等を中心とした運営を、施策をとってこられた関係で、非常に予算を分析しますと、施設の管理費というものが、非常に膨大をしてくるわけでございます。決して合併前の各町との財政状況も決してよい数字データではなかったんではないかと思っております。幸いにし、合併をして、ある程度の新市建設計画に基づきました、主要な事業につきましては、3年目のスタートの中ある程度の成果は出ておりますけど、これも特例債と言いまして有利な起債を十分検討をさせていただいて、実施をさせていただいておるところでございます。予算編成の今年度の考え方といたしましては、やはり一般の行政経費にしては10%の削減目標を掲げさせていただいております。そういう状況で、予算枠の昨年度の予算枠より、90%の枠を設定させていただいた。また投資的経費につきましては、30%の削減という状況の中で、このことにつきましては、ある程度合併後継続事業が完了しつつ状況にあることから、予算枠、要求枠につきましては、70%の設定枠を取らせていただいております。事務消耗品等につきましては、30%のカットということで、非常に前年度の18年度ベースとした一般会計の歳入に伴います、以前も議会の方で答弁させていただいたと思っておりますが、7億8千万の財源不足という状況であったらうかと思っております。



す。そうは言いましても、今年度の償還金の一時的な現象、また退職職員の22名に対します給与額の削減、そういうもの等出しますと、やはり6億6千万ばかりの財源不足という中で、予算の中のスタートをさせていただいたところでございます。いずれにいたしましてもある程度合理的な形の中で、予算編成をさせていただいて200億をきるという今年度の予算を達成することができたんだと思っております。今年度中におきましては、より経常経費にかかります財源をある程度カットする方針の中で、精査を必要になってくるのではないかと思っております。

それと、今年度実質公債費率と言いまして、他の会計も、特別会計も含んだもので公債費率が18%以上の団体ということになれば、財政計画を樹立しまして、国の方から借りておる、公債費です。ね起債を借りておる繰り上げ償還をするという制度か新設をされております。ぜひともこの制度を利用させていただいて、5%以上、また6%以上、7%ということで、ある程度制約があるわけですが、こういう事業の中の計画に取り組みをさせていただきたいと思っております。後年度財政公債費の負担というものがウエイトを示す関係で、やはり現在の金利の状況を受ける状態でやはり低利な金利のものにすえかえるという状況で、2%でも、3%でもある程度削減したらどうか。そういう償還見込みができるものが、大体安芸高田市の場合で6億円くらいの目標を持たせていただいております。安芸高田市の場合は16.8でございますので、18%ということが制約をさせていただきますけれども、合併しておる市という状況の中で、16.8の該当数値でも今後これは国の方に要望させていただきたいというように思っております。

公債費の状況につきましても、やはりある程度予算は小さくなってきておると思っておりますけれども、特別会計に繰り出すお金が約21億あります。21億の中で10億が福祉関係の老人会計、また児童手当、それが10億。特別会計の企業会計等がやはり11億くらいございますので、非常に特別会計の繰り出し期は、一般会計に対する圧迫をしておるという状況でございます。いずれにいたしましても、先ほど来から申しますような、今年度のそうした定めの方針を定めさせていただいております。数値目標の中で、今年度につきましてもは予算の編成を取らせていただいたところでございます。

それと、施策的な体系というものにつきましても、お手元の方に資料として以前お配りをさせていただいております、予算資料の分析の中で、新規、また重点事業の赤枠で整理させていただいております。ある程度の財源を確保しながら、今年度新規施策として5億9,200万の新しい新規事業を取り組みをさせていただいたところでございます。拡充と言いますと、やはり子育て支援等に対します予算の方も拡充をさせていただいております。重点事業といたしましては、一番大きなものにつきましても、第2庁舎文化福祉等の事業で、重点事業

といたしましては、1億1,560万ばかりの、11億5,600万の重点事業をとらせていただいております。拡充事業といたしましては、先ほど言いました妊婦の検査の2回から5回へ拡充している点と、子育て支援の施設管理、そういうものに4,420万ばかりの予算計上をさせていただいたところでございます。内容的には資料の中を見ていただければわかりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁漏れの答弁を終わります。

再質問がありますか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

はい。もう一度、そちら見えなかったと思うんで、示させていただきますけど、いきいき経済の創出ということですね。やってるわけなんですけど、実際に今言われたなか、少子化、若者定住対策、道路整備、住民サービスの維持をしていくという答弁をいただきました。その中で、総務部長の方の財政的などところをお聞きしますと、全部削減、削減、削減なんですよね。これで財政的に本当にこれが住民サービスが維持していけるのか、まずひとつの問題じゃないかと思えます。いきいき経済の創出ということで、私は3年前からずっと言ってるんですけど、例えば今回の施政方針に掲げられています原油価格の高騰に燃料費の増加など、路線維持にかかわる経費が拡大してるんで、非常に厳しい状況があるというような文面があるんですね。これを見ていくと、今度はこの環境との共存とか、産業の振興と農業関係の振興にもかかわってくるわけなんですけど、私が3年前から言ってるのは、原料。例えばエコ、ここで言ってます環境との共存との中では廃油の利用というのがあります。これは例えば福山なんかでもどんどん取り組まれていることなんです。廃油を利用した燃料の対策、また先ほど同僚議員の方の答弁がありましたけど、農業元気にする会をやられてるとのことなんですけど、今とうもろこしとか、穀物の価格が高騰している理由としまして、エタノールなんです。エタノール、これは今、燃料・ガソリンに変わるものとしてだんだんと脚光をあびてきていますが、日本の場合は業界がなかなか向いてくれないので、そういうことが普及できない、自動車業界の中でもそういうようなことがあるとお聞きをしています。しかしながら、例えば南米、ブラジルであれば、エタノールをつくるために環境破壊をしているんですね。地球温暖化に向ける加速させるような森林伐採が行われて、そこへ穀物が植えられていると思えます。安芸高田市の場合はたくさん農地があります。荒廃した農地もあります。そんなところを生かしたら、こういうのにも対応でき、また我々の市の財政である財源をカットできるようなこともありますし、財源確保、財源の拡大にもつながるといっても考えられるんですけど、そのあたりどのように、3年間言

い続けてますから少しくらいは検討していただけたんじゃないかと思  
いますんで、そのあたりについて答弁をいただきたいと思います。

また、人材の育成をしてこれから引き続きしていかないといけない  
ということなんですけど、これについても男女共同参画というのがこ  
の中にもあるわけなんですけど、その中で女性教育をして、今後管理職に  
登用していくという話がありましたけども、先ほどの答弁の中にもあ  
りましたけども、人材教育、女性については既にどんどんどんどん取  
り組まれていると思うんですけど、そのあたりどのような形で結果出  
されているのかお伺いします。

また、先ほどの行政施策の中で、道州制についてですけど、確かに  
合併は必要であったということでもありますけど、現在予想されてお  
ります今後の合併、もしくはエリアの拡大について県なり、国で示され  
ている方向がこの安芸高田については大竹市、安芸太田町、北広島町  
などが一つのエリアとして考えられてるわけなんですけど、実際にこれが  
経済的、社会的な環境として、安芸高田市にとっていいのかどうなの  
かというのがあると思うんですね。私が考えるには、やはり今、東広  
島高田道路の建設が行われています。東広島市との同じ行政区、もし  
くは中国道やJR芸備線、広島市との行政区、もしくは県北として3  
つの市が固まる、そんな方向性、まずそれを検討しないといけないけ  
ど、そんな方向性が考えられると思うんですけど、そのあたり市長は  
どのように考え中かお伺いします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

環境破壊の問題については、今ご指摘のように世界的な大きな課題  
でありまして、最近の異常気象等もそこらに原因するんじゃないかとい  
うような話もあるわけでありまして、我々としてもそういう点につ  
いてはできる範囲内の努力をしていかないといけんとします。空いた  
農地にエタノールの原料をつくってはどうかと、こういうようなお  
話もありますが、なかなかそこはエタノールというのは大規模にやら  
んと難しいという、先ほど来、ブラジルの話がでましたが、ブラジル  
は見渡す限りの地平線までの山林が広がっているという状況で、そこ  
をやればまた環境破壊になるという、こういう問題も出てきておりま  
す。具体的な環境の問題の取り組みについては、担当の方から1~2  
に上げていきたいと考えております。

また、この審議会等への女性登用の問題でございまして、我々とし  
てもできるだけ女性登用ということは、男女共同参画という大きな目  
標がございまして、それに努力をしていきたいと思っております。この間  
委員会ではお配りをしてはいますが、健康づくりの計画を立つ議会、委  
員会をつくらせていただきました。その中には女性の皆さんが半分以上、  
私は入っていただいたと、このように考えておりますので、できる  
だけ女性の登用は図っていききたいと思っております。

道州制の問題でございますが、次の合併がくるかどうかというのはまだそういう話は我々のところにはきておりませず、次の合併をすれば東日本が必要ではないかと。西日本は割合合併が進んでおりますが、どっちかという東日本が合併のテンポがとろかったと、こういうこともあるわけでございます。それと広域市町村圏というのがあるわけでございますが、それと広域市町村圏も今有名無実になってしまい、合併が進んだということで。ここらも、もう一遍見直しをする時期にきておるんじゃないかなろうかと思っております。道州制の今後にしては、非常に中国と九州だけをとって見ても、非常に意見が違っていると、こういうことでございます。中国については中四国州がいい言うんと、中国州がいい言うんと、やっぱり2論あると思いますんで、なかなかこれを一つにするというのは時間がかかると思います。それからもう一つの点は道州制の本来の目標というのは地方分権なんですね。国が今持っている大きな権限を道州へ移して、道州の権限を市町村へ移していくというのが一番の目標であります。我々が今、どうも見てみるのに、本当に欲しい権限は絶対に国が離さんと、そういう、これが解消せんと、本来の道州制の地方分権というのが出てこんというのがあるわけでありまして。極端に言いますと分権が道州と市町村へ来ますと、補助金の陳情へ東京へ行くことは要らんようになると、こういうことでもあります。そうすれば代議士の数も減さなきゃいけないと、こういう問題まで出てくるわけで、東京がその気にならなきゃなかなか道州というのは前にいかんと、私は考えております。このことは広島県の市長会でも同じような意見であるわけでありまして。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

議長。

○松浦議長

はい。

○明木議員

どうも私の質問の仕方が悪いのか、なかなか答弁をいただけないんですけど、先ほどの最初の質問で言ったのは、環境問題ということではなくて、市の財政について聞いておるわけですよ。市の財政で、現在私の観点から言えば、今までの古い体質、すべて国に頼った財政確保から、やはり脱出してどんどん自分でできる自主財源というものを創出するための質問をしているんですよ。やはり新しい改革の中で、他市を、先進的などころを視察等で見させていただいて、話を聞かせていただくときには、そのあたりがやはり進められている実態があるわけですよ。やはりこれから必要なのは、住民サービスの維持、これをしていくための財源確保であります。そのためには自主財源を確保するためにいった質問をさせていただいておるわけです。先ほどの総務部長によると、やっぱりすべて削減、削減ときていますけど、今回の施策の中にも自主財源をどうしてつくって創出していこ

うかというのもなかったので、先ほどのような農地を利用した産業的に開発でき、また財源のカットとしてバスの燃料費を下げる、一挙両得という形を考えられると思うんですね。非常に壮大な装置があると考えられますけど、これについては大朝町が菜種油を利用した取り組みを行っている事例もあります。そういうところからの質問をさせていただいておるわけですが、財源確保に向けた考え方はないかということですね。そういう取り組みを3年間も言い続けてきてますが、全く考えられてないか聞いたわけですが、もう一度そのところをお伺いします。

以上で質問を終わります。

○松浦議長

ただいまの明木君の再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

当然我々としても自主財源が入るような施策を積極的にとっていく必要があると、このように考えております。今回提案いたします、企業誘致のための優遇措置の条例もそういう意味で、企業が市内に来たときにはいろいろな優遇措置を講じていこうと、そのことによって、企業にも入りやすくしていこうと、こういうことも今考えておる。もう一つは今一般の企業が農業に参入したいと、こういうことがあります。既に市内でも一般企業が農業に参入したのもあるわけですが、県もこれを積極的に係を設けて、取り組みをしておりますので、本年はその取り組みも積極的にしていきたいと、このように考えておるところでございます。

それからもう1点は、やはり安芸高田市というのは非常に広島市に近い、それから今後高規格で東広島にも近くなると、そういう通勤圏内の拡大の条件整備も積極的に図っておるところでございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

これをもって、明木一悦君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

続いて通告がありますので、発言を許します。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

昨年12月29日をもちまして、市民クラブとして会派の届出をいたしております、亀岡等でございます。

通告をしております、3件について市長に質問を行います。初めに、今注目をされております、少年自然の家の件について、3点について伺います。

本件は、県が赤字運営を理由に廃止するという少年自然の家を移管を受けてその事業を本市が継続していくという案件であります。そもそも少年自然の家は、県が教育行政の一環として創設した青少年の健全育成のためという社会的な大義に基づく重要な施策であります。その運営が赤字になるからといって廃止できるような安易な事業ではありません。そのような事業を廃止が当たり前のこととして、移管を受け

ることは私は適当ではないと思うわけであります。本市として、県に対し事業の社会的大義を主張して継続を迫れば県は廃止はできないのであります。だからこそ、この30年間この事業は続いてきたわけであります。やめることができるのは、移管先があって初めて可能なわけでありますが、それが今日の事態なので、市民の世論といたしましてはこの自然の家の事業がなくてよいとか、やめればよいというような意見は全くありません。その必要なことは市民の中に定着をしているのであります。ただ、この事業は県の始めた事業でありまして、先ほど申し上げたとおりであります。県の事業であるからには県の責任で続けて欲しいということで、これが市民のいわゆる願いであります。また、財政的な面からも当然のことではありますが、こうした市民の願いに対して、市としては耳を傾けてこられたのでしょうか。私にはその跡が全く見えないのであります。先ほど来盛んに強調されとりまします財政難の中、なぜ県の責任で継続するよう、働きかけよう強力にされなかったのか、その理由について伺うものであります。

2点目は、この件は本市が県の赤字運営の事業、事実上救済するため本市の事業として抱え込み、実施をしていくものであります。わずか200億円そこそこの小さな財政規模の本市が、1兆円にも及ぶ大型財政力の県を助けるという、極めて異例な取り組みであります。これを行う実績を世間に示すことになるものでありまして、この波紋は私は決して小さくないと考えてるわけであります。とりわけ本市においては、市民に対し増税をはじめ、各種の負担増や補助金削減へ、廃止など、厳しさを求める中でのこと、この件が大きな不合理な取り組みであることは明らかであります。市長はそれを承知でこの件を進めておられるのか改めて伺うものであります。

3点目は、県が赤字が続くから廃止するという施策を本市が必要な事業だからと認識をし、引継ぎ赤字見込みでこれを実施していくこととしておる。この今日の取り組みは、みずから今後の本市の行政各分野において、必要な施策と認識される場合においては、本件と同様な熱意と力の入った、いわば赤字見込みでも対応がなされることが市民から見た一定の常識となることは避けられないでありましょう。

もとより、行政の公平性の原則から見て、当然のことです。そのような取り組みは当然のことです。これについて市長の所見と決意のほどを伺うものであります。

次は葬斎場についての質問であります。去る12月議会におきましてもこれに関係した質問を行いました。今回はさらに、明確に名づけて伺うものでございます。

ご承知のように、葬斎場については吉田町内に2カ所も実現する状況になっております。皆様ご承知のとおりであります。市内における葬儀については、事足りる条件にあると思っております。合併協議の中でも吉田町内に3カ所も必要などの意見や協議は全くなかったこ

ともご承知のとおりであります。財政難の中この際、火葬場との併設の計画は取り止めて、葬斎場については民間に任せる方針にされることが最も適当であると考えますが、いかがでございましょうか。先ほどもありましたが、火葬場については現在、老朽化が進んでいるところもあり、早期に本格的整備が急がれます。火葬場だけなら事業費も大幅に縮減できますし、ぜひとも計画を見直し、変更すべきと考えるわけではありますが、前者の質問に対し、現在の計画全く変更する意思がないということを明言をされましたが、現在平成の大合併が始まる前に、全国の地方自治行政体は3,230ありました。大合併によって、1,820と現在になっておるわけではありますが、その91%の自治体が先行き財政難であるということから、各地において既に決定している施策を大いに見直しを図っているのが今日の行政体の常識であります。その常識までも否定をされるのか、加えて所見を伺うものであります。

次は、言行一致の行政をとということで、通告をいたしております。このような苦言は呈したくないわけではありますが、ここは言論のやりあいの場所でありますので、遠慮なしに言わしていただいております。

市におかれましては、市民と接する機会ある開口一番財政難を強調されております。先ほど来からたびたびこれも、この場においても強調がありました。しかし、実際には財政難とは考えられない計画が立てられて、今も申し上げておりますような葬斎場の問題、あるいは少年自然の家等の件。県の赤字を助ける、まさに財政が豊かな取り組みであります。また、協働のまちづくりについても同様な感があります。市民の意見を大いに吸収されながら、主要な政策を押し立っていくのが私は本来、協働のまちづくりではないかこのように考えておりますが、いずれにいたしましても、市側が市民の対話の場面として、あるいは、懇談の場面として設置いたします場所におきましても、ほとんどその大部分が市側行政施策の説明に終始するとそういう内容になっております。まちづくり委員会等におかれましても既に市として方針が定まった施策の説明というスタイルになっておりまして、いわば市民に対する説得の場面になっているという状況でございまして、これにつきましては、市民の批判や不満も少なくないわけであります。今こそ言行の一致した市政を展開され、市民の信頼の上に行政推進を図られたいと思うわけではありますが、市長の所見を伺うものであります。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただ今の、亀岡議員のご質問でございまして。1点目のなぜ、県の責任で事業の継続をさせる努力をされなかったのかというご質問でございまして。

この問題は、旧吉田町時代から施設の存続について、県教育委員会

を初め知事部局に強く要望しておられたと聞いております。正式に、施設の存続ができないという話を聞いたのは、合併して新市になった後の平成17年12月でございます。この時の県教育委員会の話では、県においても施設の存続については検討したが、3年間の行政評価を県はしてきたその行政評価の結果から、施設の存続は難しいということでございました。その後、県知事や県教育長にも会い、引き続き県立少年自然の家として、ぜひとも存続をしていただきたい旨は、我々としては強く、要望をしてきたところでございますが、県の方針としては吉田町時代からこの課題があったんだと、そういうことで、この方針を変えられないということで、今日に至ったわけでございます。

次に、2点目の今後の市政に関する影響と3点目の市政全般における考え方についてのご質問でございますが、この施設を安芸高田市が移譲を受けることにあたっては、財政的に大変厳しい状況は十分承知しておりますが、青少年健全育成の観点からも施設運営の継続は大変有用なものであり、財政効果以上に将来的な必要性が認められると判断しております。また、今後、少年自然の家の有効活用を図ることは、将来に向けた安芸高田市の子どもたちのための先行投資であると同時に、市内だけでなく、広く県内の青少年やスポーツ団体にも門戸を開くことによりまして、スポーツや文化の交流ができ、新しい安芸高田市の魅力の創出にもつながるものと信じております。このことは県の肩代わりということではなく、市独自の施策として位置づけ、地域密着型施設の事業展開を図っていきたいというものでございます。この問題が、起こってからは議会の方でもこの少年自然の家の特別委員会をつくっていただきまして、たびたびこの問題については論議をしてきたわけございまして、議員の皆さんにも大変いろいろ観点でご指摘を受けて、今日まで来てただ今のような状況になっておるわけございまして、我々としては後は青少年の健全育成の一つの施設として、これを運営していきたいというように考えておりまして、ある程度の費用はこれはやはり、かかることを覚悟をせにゃあいけないのですが、これを赤字とみるか、青少年健全育成の費用とみるかと、こういうことですね、私は今後の青少年健全育成の費用ということで、ご理解を賜りたいとこのように考えております。

次に、葬斎場に併設する葬儀式場についてのお尋ねでございます。葬斎場の建設につきましては、新市の重点事業の一つとしてその必要性や概要を支所別懇談会、自治振興会、嘱託員会議等において、説明をしご意見を伺ってまいりました。中にはその必要性についてのご質問もありましたが、説明を申し上げご理解をいただいたものと考えております。また、民間事業者の方より、お話しを伺いましたが、その内容は団塊の世代といわれる世代の高齢化や全国的に自宅葬から会館葬に移行している状況、市の施設は貸し施設なので、民間事業者も利用したいというものもありました。葬儀式場建設に対しましては、民

間業者の方からも賛同するご意見をいただいております。また、最近の葬斎場の建設状況を見てみますと、火葬場と葬儀場を一帯に整備する例が全国的にも多くなっております。このことは、通夜、葬儀と火葬を一緒に執り行いたいという、要望が強いことや民家ではなかなかできにくくなりつつある、という現実や暑さや寒さや雨・雪等の天候に左右されずに、安心して葬儀が行われるという安心感から市民のニーズは次第に増加するものと考えております。

中山間地域に位置する安芸高田市は市の周辺のみならず、中心地域におきましても高齢化が進み、ひとり暮らしや高齢者所帯が増加しております。こうした所帯においては、経済的にも厳しい状況が続くことが想定されます。こうしたことを考えますと、安く利用できる公立の葬儀施設の存在は、地域の方や市民の方にとって大きな安心感を与えることができ、ここに市の共同施設としての役割があり、福祉的な側面もあるものと考えております。ただ、ご指摘のように財政的に非常に厳しい本市の状況を考えるとき、建設費については極力削減を図る必要があると考えており、実施設計の段階で見直す必要があると考えております。どのようにして、安くこの葬儀場をあげていくかというのは、ご指摘の意見に対して私も考えておるところでございます。しかし、今まで葬斎場特別委員会で長年その本日まで審議をした経過もございますので、そこらも踏まえて、今後考えていきたいというように考えておるところでございます。よろしく願いをいたしたいと思っておりますし、財政的にはこれは合併特例債を使って建設できるという、こういうことでございますので、この合併特例債が使えるときに、私はこの建設を完了しておきたいと、このように考えておるところでございます。

再度申し上げますが、火葬場の特別委員会を今までたびたび開いてこられましたので、ただ今のご意見も火葬場の特別委員会にも、お伝えをしていきたいとこのように考えております。

次に、その言行一致の市政の推進をという、ご質問でございます。

ご承知いただいておりますように、本市の財政の状況は、今後しばらくの間は、楽観を許さない厳しい状況が続くものと予想され、また、公債費につきましても、平成22年に償還のピークを迎えることが予測されており、一層の事業集中と選択が求められております。このような状況の中で、平成19年度予算につきましても、将来へ向けて、本市が真に必要とする住民サービスの水準を確保していくことを基本とし、事務事業を十分に精査して総合的、計画的に推進するように慎重に調整をいたしました。

今後におきましても、財政状況を勘案しながら、住民ニーズを把握し、事業実施を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上で答弁を終わります。

ここで、この際、13時まで休憩といたします。

○松浦議長

なお、再質問については再開後お伺いします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

時間が参りましたので、休憩前に引き続き、会議を再開します。

亀岡議員、再質問がありますか。

○亀岡議員

あります。

○松浦議長

亀岡君、質疑を許します。

○亀岡議員

言うまでもなく、この質問、答弁の関係は見解の相違が基本的にはある場合が多いわけでごさいます、そうした繰り返しはできるだけ避けたいと思っております。

ただし、関係する事項については、少し強調していきたいと思っておるわけですが、自然の家の件につきましては、言うまでもなく、先ほどありましたように自然の家の事業運営は銭、金の問題ではない。教育に対する投資なんだと。赤字と見るか、必要な費用と見るかという、そういう市側の見解は全くそのとおりであります。そのままと言いますか、宮崎県の県知事ではございませんが、そのままそのことを県の方へ働きかける必要があったのではないかと、先ほど市長におかれては、この件については県が3年間の評価をするんだと、いうことでやってきた結果であるとありましたが、市としての今申し上げましたような認識は、県がそれ以上に認識を持たにゃいけん問題なんですよ。それとここに私は長年市長が地方自治の先頭に立って、その指導力を発揮し、奮闘してこられたということは、敬意を持っておるわけでごさいます、やはりそれだけに市民の財政を守り市民の存在を守っていくということから言いますと、くどいようではありますが、強力な運動をやられるべきだと、もちろん個人的にはその要望を県の方に示しておるといことはわかるべきなんですよ。ただ、私が言っておるところの働きかけは、いつも市長が言われますように32の自治振興会がそれを統合したまちづくり委員会があると。私はこういった問題こそ32の振興会の代表、まちづくり委員会の代表を、さらには市内に老人会もあれば女性組織もあつたりして、本当に大きな市民意向を訴えていける手法があるわけですね。私はそういった動きがないところに県も、3年間の評価などと言って、これはやはり教育行政に市場原理を持ち込んでるんですよ。採算が合わない。これを許していったら、現在の民主主義政治はなくなるんですよ。もうすべての面に市場原理が持ち込まれている。ここはやはり許してはならんというのが末端の地方政治を守っていく為政者の責任なんですよ。これは重要なんです。このことを私は市長に強く訴えたいと思うんですよ。それはできなかったのやむを得ませんけども、そこで、この自然の家に対して市の方が熱意を持ち、力を入れられたと。これを今後の市政

の基本にしていきたいと思いますと思うんですね。市民から見れば、県の仕事をあれだけ市が熱意を持ってやって、そのための専門的プロジェクトチームまで構成してやられるんなら、我々の生活基盤にかかわる市の行政の全分野にわたって、それだけの意気込みでやってほしいと。こういう、さっき言いましたレベルになってきたわけですね。政治に対する打ち込み方。それでないと政治の公平性の原則が崩れてくるわけですね。ここが私は市民を主権者とする政治のですね大事なところだと思うんですね。ですから、言われる青少年の健全育成の事業だから大事なんだと。こういう認識が、その健全育成を根本から支える市民生活が崩壊していたら成り立たないわけですから、市民生活にかかわるすべての行政分野について、今後これだけの力を同じように入れていくんだと、いや、本市自体の仕事なんだからそれ以上に続けていく。そういう決意のほどを市長から示していただきたい。こういうふうに思うわけでありませう。

葬斎場の件については、非常に市長は合併協議、連合、広域行政の時の一定のその時点における結論、これは市内に葬斎場があるよということについてのそういった経緯、その時点の経緯を非常にこだわりを続けておられるんですね。私は政治というのは、そういうことにこだわらず将来を見越して、現時点で打つべきまっとうな施策を展開するのが為政者の責任ではないかと、このように思うんですね。ご承知のように、合併協議の時点においては、時点における情勢とは全く現状が変化してるんですね。あの時点では市内に葬斎場ができるということにはなかったんですね。話にもなかったんです。しかし、合併をいたしましたして、わずか2年足らずのうちに、皆さんご承知なんではっきり申し上げますが、平成17年11月に三田さんが開業されましたね。そうして先ほどもありましたが、農協にこの6月に新たに6月の開業を目指して、現在準備進行中であります。そういうようになってきておるわけですが、情勢が大きく変化しておるということを政治のうえに反映をせにゃいけんと、このように思うわけですね。先ほど来いろいろありましたが、私はこの件について三田葬祭に開業される3カ月前に、この葬斎場特別委員会、17年8月5日に初会議があったんですね。この会議において、私と児玉市長さんとの間でやりとりの中に、いよいよ一番大もとなんですけど、議事録。市長は明らかに明言されておるわけですね。私が民間の動きがあるということを言いましたことに対して、先ほど来話が出ておりますような市内に民間的な葬斎場ができるのが私は一番いいと思うんだ。こう言われたんですね。これ議事録に残ってるんですよ。先般委員会で私がこのことを言いましたら、弁解をされましたが、さらに製本にしてあるところにも本当に簡潔であります、そのことが明確に残してあるわけですね。この議事録の持つ意義とは非常に大きいんですね。その後の、情勢がどうなっていくか、その推移に照らして、あの時に言ったことがどうであ

ったんかということをやっぱり証拠づけていく。そういうためにこの議事録は全市民に責任を持つ形として残されていくんですよね。そこに議事録の意味がある。これについて私は市長さんとのやりとりでしたが、全部の議員が参加している特別委員会ですから、全議員に責任を持っていくべきことが証明として残っているんですね。全議員が責任を持っていただく。この発言は本当に重要な発言だと。そこで市長さんが一番理想だと思うことを明言されたことが、今その情勢になってるんですよね。17年8月5日からまだ2年経ってないんですよ。1年余りなんですよ。ここのところを先ほども触れていただきましたが、場合によっては検討の余地もあるということの中で、大いにこれをみずからの発言として高く評価していただいでですね、今後の行政に反映をさしていただいたら市民はみんなそう思っていると言っても過言じゃないほど今このことは注目されておるわけなんです。ですから、市長が市長として、もう言ったことは変えられないんだという面も一面持っておりますけども、市民の世論が大きいのであるということを考えていただければ、市長としても今事を変えていくというような英断をされることは私は市長が政治的手腕として高く評価をされることになるというふうに思うんですね。その点について。

もう一つ特例債は有利な起債だと、こういうのが主張されておりますね。そのことによって、平成の大合併の政府の後押しによる模範的合併であった兵庫の篠山市、本当に特例債いろいろな起債だということで、これを十分使いまして、今なかなか財政的に行き詰りと言いますが、苦境に立っているんですね。政府が全国に奨励したモデルの市ですね。そういうことですから、この特例債というのをもっと考えて、将来に本当に有効な効果を持つ使い方をする。それはどういうことかと言いますと、やはりこの市にふさわしい、財政力にふさわしい先を見越した使い方をしていく。そういうことじゃないといけん。特例債の使用なら必要以上のことにも投資して、借金の増額をすることは何でもないんだという考え方になっちゃいけんのですね。結果的にはですね。それはやはり平素から市側が主張される。一つひとつの施策、あるいは行政を厳しく精査をして、そうして物事を決定する。あるいは対処していくと。こういうことじゃないといけませんね。先般の総務企画常任委員会でも増元副市長が大変それを強調されました。とにかく精査をして、民に任せることができれば、そうしなきゃいけんという現状にあると。まさに安芸高田市は民間活力で葬斎場も2つもできて、6月には、くるという現状をひとつ率直に認識をいただいて、さらに市長としての英断をしていただくことを申し上げまして、2回目の質問といたします。

○松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 少年自然の家の問題については、ご指摘のとおりいろいろ議論があ

ったわけでございます。そういう特別委員会の、10回の特別委員会を今までやってきております。その中で亀岡議員ご指摘のような議論がいろいろあったわけでございます。そういう中で、青少年の今後の健全育成の拠点として、またそれ以外に今後例えばサッカーも年間10校くらい2回くらいにわたって有名な高校のサッカーが対抗試合に来ますが、そういうサッカーに来た生徒たちをどんどん泊める、あるいは新しくサッカー教室を開きながらそこへ宿泊をしてみようとか、いろいろ今までにないやり方を考えながら、そこを充実をさせていこうと、こういうようなことで、10回にわたる特別委員会を経て今回予算計上をさせてもらい、また設置条例の設定を提案させてもらっておると、こういうことでございますので、亀岡議員ご指摘のようなことを十分今後踏まえながら、今からも特別委員会は開いていただくと申しますし、また特別の運営をする委員会を別途つくって、大学の先生等も交えた委員会をつくって、今後の運営を考えると、こういうことでございますので、有効に今後これを活用していくように我々としてもお約束をしていく必要があると思っておりますし、昨日も県の予算特別委員会の一般質問の中で、県は安芸高田市の青少年健全育成の吉田少年自然の家を今後安芸高田市がやるということについて、教育委員会がどのように考えておるか、というような説明も委員会であったようなわけございまして、そこらを踏まえて来年度から県もいくらかの財政的な支援をするように、我々も努力をしていきたいと、このように考えておりました。昨日の答弁の途中でテレビが切れちゃったんで、最終的な県の教育長の答弁は聞いておりませんが、そういう方向で我々も努力をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っておりますし、今回の少年自然の家の論議を、経過を踏まえて広く市民から意見を聞く、そういうことをやったらどうかと、こういうことでございますが、それも今後とも行政の中でやっていきたいと、このように考えております。

それから今度予定をしております火葬場に葬儀場を併設することがいいか悪いかという問題、これもご指摘をいただきましたように、17年の8月の5日の特別委員会の議論の中で亀岡議員ご指摘のとおり、出ておるわけでございます。そのときにはまだ三田葬祭が動いてなかった時だろうと思っておりますが、やはり私の考えとしては、基本的には講中葬が今後も残っていくと。講中葬が自宅でやるか、あるいは集会所へその場所が移るか、近所のお寺へその場所が移るか、ということはあるかと思っておりますが、やはり基本的には私は講中葬は残っていくと思っておりますし、もしできるならばこれが望ましいと思っておりますが、そういう実態にならない時には葬儀場が必要であると思っております。それ以後情勢も変わってくると思っておりますが、先般も農協へ聞いてみますと、お話を申し上げましたように、まだ北部にはつくる予定がないと、吉田中心に1カ所つくる予定だと、来年は千代田へつくる予定であるとい

うことで、そっから先の予定はないと、こういうようなことでありますので、実際には旧町単位でも1日に2つも3つも葬式が出る場合もあるわけでございまして、葬儀場を使いたいという需要も私はやはり民間があっても出てくると思いますし、市の葬儀場は貸しで使ってもらおうということでございますので、希望があるときにはそういうものを施設を整備しておいた方が市民のためになろうと。ただ、ご指摘のようにできるだけ費用をかけんような方法で、我々も今後特別委員会の中で検討をしていきたいと、このように考えております。

合併特例債があるからやるということではないわけでございまして、篠山の例がありますが、この篠山の例というのは悪い例の優等生だと思えます。あの当時は篠山は旧町単位につくらんでもええような箱物を公民館とか、ああいうものをつくって、地域のバランスをとったと、こういうこともあって、我々はそういうことはしちやいけん、やっぱり今回つくっております合併特例債による箱物が恐らく大きなものとしては最後になるのではないかと、このように考えておりますので、そういう点で箱物をつくったために財政の足を引っ張るということは厳にご意見のとおり謹んでいきたいと考えております。

○松 浦 議 長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

20番 亀岡等君。

○亀 岡 議 員

どうやら児玉市長さんらしい答弁も少しはあったように感じております。ここで3回目でありますので、少しくらいで終わりたいと思うんですが、まず今は事足りとるが、しかし先のことかどうだということですね斎場をつくるということは、それは控えていただきたいですね。そこまでの財政的余裕はないのでありますので、そういうことをされればさっきも申し上げましたように、ますます言っていることとやっていることが違うじゃないかと、こういうことになるわけでございますから、ひとつそこはさらに少し示された考え方ですね、対処していただきたいとこのように思います。言われますように講中葬が続くということは、やりとりの中でも十分私は申されとるんですね。そもそもこの講中葬というものはいわゆる地域コミュニティーの最も原始的な時代から今日まで地域を支えてきた、一番根幹にあるひとつの組織活動、地域の営みなんですよね。そこが皆崩れるようでは、それはどうしようもないんでありますして、むしろ自治振興を盛んに提唱されている市長としては、そこるところから自治振興、その地域の活力が生まれる、その政治をこれから展開していただかにゃいけんわけですね。何ぼでも火葬場をつくるんだという考え方は農協がやっていただく、民間がやっていただくのは構いません。市の方がとにかく人が死ぬことばかり考えてやるような政治はやっていただかないようにしたい。本当ですよ。ですから、私は吉田に2カ所もあれば農協は霊安室を設けて一日に2人はそこで葬祭に対応していただく考えを持

っていますね。まず数、葬斎場がないといけんというような、何も地域ではできないというような3万余りの市民が全部寝たきりの市民になったとき、初めてそれが必要なんです。そんなこと後にも先にもあっちゃならんわけです。やっぱり活力のある地域をつくっていくということを根底において、これからの施策を進めてっていただきたいというわけですね。あって悪いことはない。あればよいというのはほとんどのことがあればいいんです。あっちゃいけないのはどっちかといえば借金ですね。そういうことですから、あってよいからじゃあと、限りなく数ありゃいいんです。そこらをもう少しよろしく考えをいただきたいと思います。

先ほどちょっとはっきりしてないんですね。今後同様少年自然の家に対する対策、どのような熱意を持って、全分野の行政をあたっていただけるんでしょうかということ、くどいほど申し上げているわけですが、そのところを答弁ができればしていただきたい。冒頭ちょっと申し上げましたように、そういう考え方はないんだと言われればこれもやっぱり答弁者の当然のことですから、そのところは十分わかって聞いていただきたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの亀岡議員の再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの亀岡議員さんのご質問でございますが、葬儀場を併設したがええかどうかという問題に焦点が絞られると思います。

葬儀場、葬斎場の特別委員会というのがございますので、皆さんもそこらの意見をお聞きをいただいたというように思います。しかし実際に今後必要だったけえここにも葬儀場を併設しとらにゃいけんということになると、これは補助金も何もないということでもありますので、どうせ将来要るのならできるだけ費用を、火葬場というのは完全な鉄筋コンクリートのものをつくって、単価コストも高いんですが、葬儀場の場合はまだまだ単価を下げる方法もあると思います。そこらをご意見を聞きながらできることなら費用を安くしながら、併設をしていた方が、日によっては先ほど申し上げましたように、旧町単位でも2つも3つも出ることがあるんで、どうしても一般じゃ間に合わんで貸してくれというのが出る場合も私は出てくるというような気がするわけございまして、そこらの用意はしておくのが市民の今後のためではなかろうかというような気もするわけで、そこらはまた特別委員会もありますので、ご意見を十分聞かせていただきたいと。これはもう市民のサイドに立って考えるということがやっぱり市民があった方がええという場合が出てくるかもわからん、いうことも予想しながら、長い目の対応をしておく。今回やっておけば特例債が使えるという問題がありますので、十分検討材料にはさせていただきたいと、このように思います。

それから最後におっしゃったのが、私も理解ができなかったんですが、どのような意味のご質問であったのでしょうか。もう一遍、申しわけございませんが。

○松 浦 議 長
○亀 岡 議 員

質問してください。

少年自然の家のことだというように思い返しております。要するに相当な力を入れられるわけですね。本市の行政じゃなかったのを抱え込んで力を入れてやる。その熱意というのは大変なことだと思うんですね。これと同レベルの考え方で今後の市政にあたっていただく。その気持ちを持っていただけるのか、お考えを。そここのところを聞かせていただきたいと、こういうところを聞かせていただきたい。

以上です。

○児 玉 市 長

非常に答弁が難しいんですが、私の気持ちはお気に触っては申しわけないんですが、皆さんが反対されるものまで強引にやっという気はさらさらございません。そういう意味で皆さんの総意を結集したという形で取り組んでいただきたいと思っております。ただ少年自然の家の問題については、やはり論議の中で、異論もあったことは確かに心得ております。しかし最終的にはこの特別委員会で決定をしていただいたとおりに運ばしてもらったと、こういうことでございますので、市長が強引にやったという、ご意見もそれは考え方によってはあるかと思っておりますが、私は皆さんのご意見を尊重しながらやってきたと考えておりますので、今後とも熱意を持って市政に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○松 浦 議 長

以上で再々質問の答弁を終わります。

以上で亀岡等君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

続いて通告がありますので、発言を許します。

9番 松村ユキミさん。

○松 村 議 員

議長。

○松 浦 議 長

はい。

○松 村 議 員

新政会の松村ユキミでございます。

先に通告いたしております2項目について、お尋ねいたします。

1点目といたしまして、河川の立木の除去と清掃についてお尋ねをいたします。

昨年は、300年ぶりともいわれる豪雨に見舞われました。農地・農業用施設、道路、河川などこれまで経験したことのないほどの爪あとを残したところであります。中でも、住宅の倒壊、床上床下浸水に遭われた方々の心の痛みは深く、大きなものがあるかと拝察いたします。昨年の台風13号は、特に八千代町、吉田町、甲田町に集中したところでございますが、とりわけ一級河川を抱えております江の川水域、上流には土師ダムを備え、多目的ダムとして広島市島諸部への給水により、日頃の下流への水量は限られております。しかしながら



いざ豪雨となると、特に直下流であります吉田町では瞬く間に増水し、堤防に設置されております、排水樋門も閉ざされたまま排水できず、内水による床下浸水を起こしている状況であります。近年何度となくこうした状況を見ますときに、河川内に繁茂しております立木などの除去をしていただき、いざというとき水の流れが障害にならない環境を整備しておくことが肝要ではないかと考えます。また、このことは、景観づくりの一環でもあろうかと思えます。もちろん国土交通省への所管となりますので、そちらへのお願いをすべきと考えますが、市長の所見を伺います。

2点目といたしまして、環境問題についてお尋ねいたします。

環境問題は21世紀の重要課題であり、環境問題を考えますときにまず、大気・水・緑・土などの汚染とともに、今ごみ問題が大きく地球を脅かすまでに深刻になっております。

今年も極端な暖冬により、夏の水不足が心配されているところでございますが、この環境問題については、本市といたしましても芸北きれいセンターを中心に補助金制度を設け、循環型社会の構築に取り組んでいただいております。また、先日お示しいただきました、施政方針の中にも3R運動、すなわちごみ減量化、資源の再利用、リサイクル運動を掲げていただいていたところでございます。環境問題のもととなります、大気・水・緑・土・ごみ、すべてが生活に密着した課題であり、生活者一人ひとりの意識の高揚が大切であると考えます。こうした意味におきましても本市といたしまして、努力目標を掲げて意識の高揚を図ることが大変急務だと考えます。例えばこれまでも、提唱されました買い物袋の持参運動とか、家庭内では電気製品の電源を切る習慣づけとか、継続できる目標を設置し、市民の意識高揚を努めることが成果につながると思えます。

安芸高田市のスローガンでもあります協働のまちづくりの実現の上からも、ぜひ実践すべきと思えますが、市長の所見を伺います。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

河川の立木除去など、今回の災害に学ぶと、こういうことであろうかと思えます。ご質問のように昨年9月の台風13号に関連した豪雨は、広島建設局へ行ったときも河川部長が雨量計の雨を見ると、300年に一遍の規模の雨だと話しておられて、我々もたまげたんですが、そういうような大変な予期せぬ豪雨で、集中的な局地的な豪雨であったと、こういうことでございまして、被害に遭われた市民の皆様には心からお見舞いを申し上げ、またその災害復旧についてはご報告を申し上げます。もう既に全部災害査定が済んでおりますので、今入札をして入札に入っております。したがって、平成18年度これは繰り越しになると思えますが、18年度と19年度の2カ年でこの災害復旧をやり上げるということで復旧に全力を傾けて、今おるところで

ございます。

お尋ねの江の川の河川内に繁茂しておる立木などの除去ということでございますが、安芸高田市から三次市管内にかけても何箇所かも立木が繁茂したり、山のような大きな木が生えておるところもあるわけでございます。洪水によってビニール等が引っ掛かり、景観上も非常に良くないというこういう状況でございます。市といたしましても、国土交通省三次河川国道事務所に除去の要望はしておりますが、国においても非常に厳しい財政の中で優先順位では、河川管理上の通水能力や河川の工作物に支障が大きく影響するもの、いわゆる治水効果の高いものから対応せざるを得ないということでございまして、本年は、ちょっと私も場所がはっきりせんのですが、吉田の町内で江の川の河川の木等を整備したところも後ほど文章に書いてありますので、またお答えをさせていただきたいと思っております。

そういう取り組みも今してくれておるということで、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

また今回の豪雨に対する当面の対応として、多治比川、本村川の合流付近の一部の浚渫工事も行っておるところでございます。また、あの長年懸案でありました、吉田町古市柿原地域の江の川堤防改修工事でございます。昨年9月の洪水被害のあと、国土交通省並びに県に要望活動をしてまいりました。これあの場所的には国司の工業団地の対岸にあたる国司の下の方になるわけでございますが、ここが長年懸案であったんですが、吉田町時代に一部拡幅改修計画を立ったんですが、なかなか上手くいかなんで、そのままになっとった、もう2、30年たつとるんじゃないかと思っておりますが、そういうあそこ丁度漏斗の口みたいになつとる、こういうことでございまして、国土交通省に要望活動展開をして参ったところでございます。幸いに国・県のも、その気になってくれまして、先月2月ついでこの間の2月の国会において公共事業の補正予算、建設省の補正予算が通りました。そういうことで、建設省も急遽、そういうことを考えて国の方へ上げてくれたと、こういうように我々も考えております。平成18年度には3億7,700万円の予算で、この間の2月の国会です、我々もたまげたんですが、やっぱりさすがは建設省かなと、一度に補正予算を3億7,700つけてくれたと、こういうことでございまして平成22年度までに事業費約、あこは10億、家の立ち退きもありますので10億かわるわけでございます。で整備をしていく、こういうことで対応をしてくれておりまして、あこの漏斗の口のような所が広がればですね、国司の方の水もかなり水の引きが早くなる、こういうことでございまして、我々もそれに期待して、もう既に議員さんご存知のように議員さんも吉田の議員さん、地元へおいでをいただきまして、土地の調整も全面的に東京へおられる人が一軒残つとったんですが、これも同意するというので、土地の調整もつきました。そういうことで、建設省

も急遽3億7,000もつけて工事ができないかどうかということをご心配いただきましたが、そういうことに今運びをしております。

それから、ご指摘の樹林化の問題でございますが、吉田地区内で河川内の樹林化の抑制や礫河原の再生などを目的にモデル事業を行っていただいております。それらデータを基に今後の河川自然再生事業の方針を建設省も策定したいとのことでございます。いずれにいたしましても、河川の環境維持等については、国に対して引き続き要望をしていきたいとこのように考えておるところでございます。

それから環境問題でございますが、合併して以来、本市におきましては、環境問題が大きく取り上げられておる中で、まず、循環型社会に向けた取り組みとして、ごみの発生・排出の抑制、リサイクルの推進、再資源化の促進など様々な施策を行っております。一方、現状の河川水質の推移の把握として河川水質調査を行っているところでございます。

今後におきましては、議員のご提言のように、市民の方のできるだけたくさんの意見をお聞きし、かつ、計画立案に参加していただき市民の方、業者の方、行政等あらゆる主体の協力によって取り組みを進めてまいりたいとの指針としての「(仮称)安芸高田市環境基本計画」により努力目標をしていきたいと思っております。環境基本計画の計画については今からこの委員さんも決めていただくわけでございますが、もうちょっと詳しいことは担当部長の方からまた、ご質問があればお答えをしていきたいとこのように考えておるところでございます。

最近、市内でもいろいろ、その産業廃棄物の処理場とかですね、そういうもので大変頭を痛めておるわけでございますが、やっぱりそういうものをまず持って来んようにするとか、土地がなげにやこういうものはできませんので、やっぱりできるだけ情報を早くキャッチをしていただいて、そういうものは土地の段階ならもう阻止をするということをして今後我々もいろいろな今問題が起こっておりますので、反省をしておるところでございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

9番 松村ユキミさん。

○松村議員

第1点目の昨年の災害復旧につきましては、国・県・自治体ともに災害復旧に全力を投じていただいておりますことを本当に嬉しく思います。それで先ほども市長さんの方からも、去年の9月の豪雨は本当に300年ぶりという、未曾有ことだったんだということ、私もそういうふうに思っておりますし、あれなんです、実は吉田町、地元になります。長屋地区におきましては、平成近年を振り返っておりますと11年の6月29日に床下浸水がございまして、引き続き17年の9月6日、そして去年の9月16日と、年々そういう頻度を増している状況もございまして、やはりそれが環境問題の崩壊がそういう形で現

れておるのかなと思うんですが、いろいろ国土交通省としても治水に対する優先順位とかいうお答えでしたし、そういう住民に対する心の痛む災害が近年頻繁におきておりますので、このことを申し添えさせていただきたいと思います。

それと環境問題についてでございますが、今から環境基本計画で策定委員会もつくるようにご答弁いただいたわけですが、実は昨年、これは安芸高田市の公募でやられたわけじゃないんですが、きれいセンターを中心にして環境問題の関心の高い方々を応募されて、今までに2回くらい会合をもたれているようにも伺っておりますが、そこらの協議の内容とか方向性とかわかりましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 後段の芸北環境組合の件でございますが、これは議員さんの提案によって、環境組合議会の議員さんのご提案によって、やはり住民の意見を聞く組織をつくった方がよかろうとこういうことで、ご提案によってできた組織でございます。私は新しい試みだろうとこのように考えておるわけでございます。その内容についてはちょっと今資料がございませんので、一部事務組合の山県の事務局が持っておりますので、後ほど取り寄せて報告をさせていただきたいと、このように思います。

11年の6月、17年の9月にも災害があったということでございますが、私はここ2、3年の状況を見てみますに、土師ダムができて、かなり洪水調整の役目はしておると、このように思います。今回の昨年の9月の大雨というのは土師ダムよりか下流で、ダムに入らんところでかなりの雨が降って水かさが上がったというところもあるわけでございます。したがって警戒態勢に入ったときにはいつも土師ダムの事務所と連携をとっておるんですが、大体毎秒土師ダムが200トン流すときには大体災害が起こらない。今回は300トン流したということでございます。というのは連絡を取り合ったんですが、土師ダムを上流から毎秒700トン入るんだと。したがってこれをしぼるわけにはいかんと。何ぼしぼっても300トンだと。こういうような意向でございます。こっちは了解したわけじゃないんですが、結局結果的にはそういうことになったということで、今後土師ダムとも雨の降る前に水かさをおとしておくということもなかなか難しいようでございますし、十分土師ダムと連携を取りながら問題はやっぱり土師ダムのしぼりだろうと思いますので、今後とも連絡を取っていきたいと思います。

○松浦議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

〔再々質問なし〕

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

以上で松村ユキミさんの質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて通告がありますので、発言を許します。

17番 今村義照君。

○今 村 議 員

議長。

○松 浦 議 長

はい。

○今 村 議 員

あきの会の今村でございます。

さきの通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

大枠3点質問を用意いたしております。まず、その1点目は、行政評価システムの導入についてでございます。自来この問題につきましては、これまで過去何回か私やっておりますが、今回の施政方針の中にそのことが、具体的に進めようという形で示されておりますので、その観点に立って質問をさせていただきます。

本来、行政評価は一般市民の立場に立ってそのニーズを把握して、事項別にその目標設定を行政側と市民とで共通認識をし、さらに共通の確認をしてですね、そのことを市民に示し総合で評価するものであるというふうに考えるわけでございます。今年度、事務事業全体を対象に本格導入に向けて実施する方向とされており、その前提として昨年度、事務事業評価の試行を導入されたとされております。それでは、その試行とはいかなる事項であり、その試行からどういった形での手法を得られたのか、あるいはどう具体的に行政評価システムを導入されようとしているのか、さらにこのことは長期総合計画の次期見直しに向けて、施策評価導入のための準備作業に取り掛かるとこういうふうに今年度の施政方針で述べられております。

それでは、その施策とはいかなる政策をどういう形でその方向づけをされようとしているのかそのご所見をお伺いしたいのでございます。

次に2点目は、行財政改革の進捗状況とその進め方についての問題でございます。

改革策定をして2カ年経過して、その推進計画をどのように現在の段階で総括され、今年度の具体的な進め方と中でもその改革の視点で、とりわけ強く進められようとしている事項はどういったことなのか。その視点として信頼性の確保、行財政経営の視点、地方分権に対応した行財政体制の確立、公共施設等の有効活用と適正管理、事務事業の見直しの5項目についていろいろ改革策定がされておりますが、その中で特に今年度力点を置かれ、事業推進のための法化とその連動した

事業について、ご所見をお伺いしたいのが2点目でございます。

3点目は、職員の意識改革についてでございます。その必要性和改革の方途はどういう形で進められるのか、という点でございます。

もとより、地方分権の進展により自主自立への行政運営が大きな課題となる中、その受け皿としての中心である職員がどのような意識で仕事に取り組むかは、自治体すなわち安芸高田市の将来の展望を握っていると言っても過言ではないわけでございます。そこで、職員の意識の問題として新しいものに挑戦する意欲、仕事に対する厳しさ、責任感、問題意識、政策形成能力、やる者が仕事をする者が報われるシステム、また斬新な発想でそれを政策に導入できる体制、これらのことが職員の意識改革の視点だろうというふうに思うわけでございます。その改革に向けて、意識改革と能力向上に向けての方策をどのように進められようとしているのか、今回の機構改革とも合わせ、市長の所信をお伺いするものでございます。

答弁によりましては、再質問、再々質問を自席でさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

今村議員のご質問でございます。

まず、行政評価システムの導入についてというお尋ねでございますが、行政評価とは、市が行います施策や事業について、客観的視点で、事業の妥当性、効率性及び有効性について検証いたしまして、行政運営上の施策や事業の実施方法や手法などを見直すために活用するものであろうかと思えます。

本市といたしましては、行政評価システムの導入にあたり、市民本位の効率的、効果的な行政運営及び職員の意識改革、行政活動の成果やコスト情報を説明する責任の向上及び長期総合計画の進行管理の適正化という3点を導入の目的として掲げ、行財政の効率化及び適正化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから次の行財政改革の進捗状況についてというお尋ねでございます。本市における行財政改革につきましては、平成17年から行政改革推進実施計画に沿って取り組みを進めております。このことにつきましては、常任委員会等においてご報告をさせていただいておりますように、秋の上半期進捗状況及び春の年間まとめという2回の進捗状況ヒヤリングを初め、個別の進行管理表に基づいて、年毎、目標管理を行い、ローリングを行いながら進捗管理を行っておるところでございます。

現在、昨年秋の上半期進捗状況に続いて、平成18年度下半期の取り組み状況の整理を進めておるところでございます。なお、この整理に伴います成果は、あくまでも見込み数値でございますが、毎年5月に前年度の進捗状況のまとめを行うこととしており、その結果につき

ましては皆様にご報告をさせていただきますとともに、ホームページなどによりまして公表をいたしておるところでございます。

次に、職員の意識改革等についての質問でございます。市民の行政に対する関心がますます高まる中で、市民の信頼を得て的確にその負託にこたえていくには、組織全体の効率的・効果的運用を目標とするとともに、その推進役となる職員一人ひとりの資質を向上させ、積極的に人材の育成を図ってることが一番大事なことであろうかと考えております。このたびの機構改革におけるグループ制の導入についても、職員の当該制度の認識と管理職及びグループリーダーのマネジメント能力が求められるところであり、その意味では職員個々の能力の向上とともに、意識の改革が必ず必要となってきます。これら職員の意識改革や職員研修、または広い意味での人材育成については、新たに設置する行政経営課において、人事管理のグループを置き、集中的に取り組むを進めていくこととしております。具体的には、各階層別に求められる能力の研修はもとより、職員が育つ職場環境や職員を生かす人事管理のあり方などを検討するなど、総合的な観点から職員の育成と意識改革を行う必要があると考えております。

よろしくお願いをしたいと思います。なお、補足説明につきまして、副市長、担当部長、担当課長の方からご質問によってお答えをしていきたいと思っております。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

17番 今村義照君。

○今 村 議 員

当初の質問事項が私の方で簡略にしておりましたので、質問の意図の内容が正しく伝わっていないという観点に立って、改めてその中身について質問をさせていただきます。

行政評価システムの導入については、先の質問の中でも触れましたが、この施政方針演説の施政方針の中で取り上げられております。そのことは昨年実は行政評価システムの導入について、事務事業評価の試行を導入したというふうに書かれております。こういったような形で導入をされ、そのことをこういったような形で今後具体的に生かすかという点については、残念ながら先の答弁ではございませんでした。したがって、その方向性についてどういうふうに総括され、今後どういう形で生かされようとしているのかまず1点でございます。

その前に市長の答弁によります行政評価そのものの評価の基準がどうも行政サイドの問題であって、市民との共通認識の上に立った形の行政評価という形での考え方が少しずれているのではなかろうかと私は思うわけでございます。なるほど言葉の上では客観性を重視しながら市民本位でしかも成果、コスト、事業の進行管理のことを住民に説明するというのは、大きな目的とすることではございますが、前提がやっぱり違うんだらうと思うわけです。自分自身が事業別及び事項

別の分野を選定することでなく、本来住民ニーズ、あるいは住民の要望がこういう点を行政化サービスを共有化するためにこれを行政の方で事業的に取り入れてほしいという前提があって初めて、この行政評価が正しく行政と市民との間で評価されるという形になるかと思えます。その視点がどうも少しかけてるんじゃないかと。そのためには行政が市民にどういうニーズがあり、どういう行政サービスが求められているかという、極めてつたいな計画的に言います、マーケティングがされて初めてそのことの事項が出てくる問題でございます。そういった考え方が本来の行政評価のあり方の原点だろうと思えますが、その点についてどういうふうに執行部は認識されるのかお聞きしたいのが2点目でございます。

そしてさらに今後の長期総合計画の中で、次の見直しに向けての施策評価のための導入の準備に今年にかかるんだということを施政方針の中で述べておられます。それではどういった形での施策を、ここで言われている施策評価でございますが、どのような施策をされているのか。大きく言えば本来なら政策評価が適正に行われるというのが文言的には、あるいは考え的には正しいかと思えますが、どういったようなことを中心にその政策評価を進められようとしているのか、合わせてお伺いをしたいと思います。このことを抽象的な形で論議しても今後のことにはなりませんので、先の質問の中でふれましたように具体的な形での事業、あるいは施策、これを具体的に述べていただいて、次の質問につなげたいと思えます。

次に行財政改革の進捗状況とその進め方の問題でございますが、これまで進めてきた状況というのが把握しているつもりではございますが、残念ながらこのことも市民の間にはこういった項目はやりませうけれども、どういった形で中間の報告、進捗で進んでおりますよという報告はまだされてないだろうというふうに思うわけでございます。そうするとその中で、なるほどホームページでは公表されているかもしれませんが、項目的な形での目標設定だけであって、やはり具体的な形での数字を示し、方向性を示すような形での説明には至っていないように思います。例えば財政の問題にとりましてもこれまでは一般会計を中心にした形での評価なり、数字的なことがこれまで論じられておりますが、やはり長期的な形での財政実施基本計画的なものも総合的な形で取り入れなければなりませんし、その財政実施計画も示すべきだろうと思うわけでございます。これらの形がこの改革推進の中で、どの観点でとらえられているのか、そして現在予算審議にあたり、そこら辺の総合的な判断にしたいとも思いますので、そういう資料提出がお考えがあるのかどうか、さらに財政の厳しい状況というのはお互いによく認識しておるわけでございますが、今年度一般財源の中で財調はじめ、いろんな基金を取り崩して予算化を設定しておるわけでございます。そうすると心配なのは極端に言えば、あと2年もすればそ



の財源不足でどういう形で市の将来が執行されるのか非常に不安な面もあるわけでございます。そうするとなおのこと、今後の少なくとも5カ年の実施計画が早急に示され、お互いが共通認識を持って、数字的な把握にあたり将来展望にあたるというようなことが必要になってくるかと思いますが、そこら辺についての改革と財政とのからみでどういうふうな形でこれから実施計画なり、事業を進められようとしているのか、合わせてお聞きしたいと思います。

次に職員の意識改革の問題でございますが、今回の機構改革案が先般急いだ形の中で提案をされましたが、このことと職員の意識の改革についての私は大きな考え方の違いがあるのではなからうかと思うわけでございます。本来なら職員の、その中でも言いましたが、仕事に対する報われるような仕組み、これを人事管理なり、人事効果を今後取り入れられるということでの説明でございましたが、あるいは現場において斬新な発想で政策に導入できる能力、及びその体制が職員の意識改革の中で大きな視点を占めるだろうと思うわけでございます。今回の職員を初めとする報酬及び給与の削減についても、果たして一律に削減することが職員がそれぞれしょうがないという形で、低下にいた形でのとらえ方があって、本来ならこれだけ頑張るんだから、こういうことはやっぱり都合が悪いんだということが胸を張って言える職員でなければ、本来いけないというように私は考えるわけでございます。そうすると職員のやる気が報われるような仕組みに果たして現在あるんだろうかと。その点についてのご認識のほどをお伺いしたいと思います。

以上、2問目の質問とさせていただきます。

○松浦議長

以上の今村議員の再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

今村議員の行政評価の問題とそれから、行政改革の問題についてはかなり具体的なものがありますので、担当職員の方から報告を、お答えをさせていただきたいと思いますが、職員の意識改革の問題でございますが、これは非常に言うはやさしくどこまで効果が出たかというのはなかなか難しい問題であるわけございまして、我々合併してもう4年目に入るわけございまして、そういう点については職員の教育に今までも力を入れておりますが、教育、研究について十分力を入れながらみんながやる気になれるような体制をつくっていききたいと、このように思いますし、今回の機構改革の一番大きな狙いというのはフラット化によって、お互いに仕事の量を偏らんようにしていこうというのが、こういうのが狙いでございまして、グループ制というのを導入してくるわけでございますが、このグループ制をどのように徹底をさせていくかということが今回の機構改革の今後の課題であろうと、このように思ひまして、我々もこのグループ制が十二分に機能するように、職員の意識改革もしていきたいと、このように思います。

○松浦議長

答弁を求めます。

副市長、増元正信君。

○増元副市長

行政評価の関係でございますけども、これまでもたびたびご説明なり、考え方を表明してきたと思っておりますけど、この導入につきまして、今年度18年度取り組まさせていただきます。これまでもそういった発想がなかったわけじゃないんですけど、予算を決定をして、それを執行するという、漫然とそれを執行するということではなしに、その執行の結果が市民の皆さんの本当のニーズにこたえられておるのかという発想を入れようではないかというのが、本来の目的でございます。じゃあそのやった結果がどれだけの効果があったのか、あるいはどれだけコストがかかったのかと、あるいはその限られた人たちがそのニーズを受けられたのか、それとももっとたくさんの人にそのニーズを受けてもらうべき事業なのか、事業の有効性、あるいは効率性というものをもう少し科学的など言いましょうか、意識的にそれをやりましょうということで、導入部分を今年度やらせていただきまして、日々の業務の中で評価の有無を入れるというのは仕事量が増えるじゃないかと、何でそんなことをやるのかといった部分から、原点の部分からスタートいたしまして、導入の意義でありますとか、そういったことの研修、そして後半部分ではじゃあ一係一事業を取り上げて実際にシートに書き込んでみましょうということをご各部署でやらせていただいたというのが今年度の取り組みでございます。19年度におきましては、すべての事業において、そういう発想を入れ、シートに落として、まずはいわゆる担当者自身のみずからのチェックをしてみましょうという試みでございます。議論にありますように、この事業は市民のニーズとずれているんじゃないかという問題意識も必要でありましょうし、余りにもお金がかかりすぎると。もっと効率よくできることがあるんじゃないかと、こういう発想が今の評価の中から生まれてくると。そこまで効果があるんだろうと思っております。19年度においてはすべての部署において、それぞれの個別事業をそういうシートに落として、評価をしていきたいと。その結果についてはやはり公表ができれば公表をして、市民の皆さんにもそれが一種の説明責任、なぜこの事業をやるのか、なぜこの事業をやらないのかという説明責任の材料にもなるんじゃないかと、こういう試みで19年度取り組んでまいりたいと思っております。個別の事業を体系化したものが施策であり、政策ということになるわけでありまして、長期総合計画の中での4つ、5つの柱を立てさせていただいておるわけでございます。活力ある産業起こしであったり、福祉であったりと柱に体系化されていると。最終的には人輝く安芸高田という将来像の実現につながるんですよという、そういう本当にこの事業が活力ある産業起こしにつながるのかという、あるいは福祉につながるのかという、そういう施策の分野でも少し評価を入れて、方向の修正が必要であればして

いかないといけないし、それがまた長期総合計画と当然連動をしておるわけでございますので、その進行管理にも生かしていきたいと、ここまでできた。もう少しこれは5年計画でやらなきゃいけないと。あるいは前倒しでこれはできたよということを評価できるようになるのではないかと。これを個別の事務事業の評価と施策の評価に取り組んでいこうと。それがいわゆる予算編成に、決算でも当然そういう発想が必要なわけでございますけども、20年度新たな年度の予算に反映をしていくという、ひとつのPDCAのサイクルを回していくという、そういうものにつながっていこうということでの取り組みでございます。そういった意味で長期総合計画の進行管理、あるいは長期総合計画そのもののある程度修正と言いましょか、本当に市民の皆さんにこのニーズにこたえられているのかというところのチェックをしていく。

先ほど市民のニーズとずれているのではないかという話がありまして、ここらあたりがまだ情報公開などアンケートとただで市民の皆さんのニーズが全部把握できるかといえば、そうではないと思いますし、いろんな手法、いろんな機会、懇談会、職員も事業をやりながら市民の皆さんのニーズをつかみつつあるわけでございますので、この事業は本当に有効だなと、あるいは市民の役にたってるなというのは、やはり各部署が全部触覚を生かして、この評価の中でやっていくと。それを積み上げていけば市民の皆さんのニーズとそんなにずれたものではないというふうに思います。

私のところで以上、ご答弁申し上げます。

○松浦議長

次に答弁を求めます。

○新川総務部長

総務部長 新川文雄君。

2項目目の行財政改革の進捗状況のことでございます。ご承知いただいておりますように、平成17年度よりこの行財政改革の計画に基づきまして取り組みをさせていただいております。

このことにつきましては、各常任委員会の方にもある程度報告の進行の形につきましては、ご報告をさせていただいております。上期と下期等に分かれまして、2回の進行状況のヒアリングをやっております。17年度の実績、また18年度のローリング等につきまして現在の作業査定をさせていただいておりますが、毎年5月に前年度の先ほど市長さんのご答弁いただきましたようにホームページ等に基づきまして、皆さんの方に公表をさせていただいております。ご指摘いただきます改革と財政推計のあり方という問題だろうと思っておりますけど、当然行革の年々の効果額、目標数値というものも掲げておりますけどもそれもある程度方向を明らかにする必要があると思っております。いろんな項目がご承知いただいておりますように、視点1から視点5までの評価額、約17年度等におきましての実績を見させていただきますと、大部分につ

きましては人件費相当分が不補充ということになっておりますので、採用はいたしておりません。そういう効果額がやはりたしますと3億6,000万ばかりの数字を見ることが17年度で見えております。現在18年度のローリング結果につきましては、精査をさせていただいております。今後におきましても、19年度の予算の編成におきましても、財源不足という状況もございます。先ほど来行政評価の関係等も加味しながら実施計画とそうした財源の許す範囲の予算編成という状況になろうと思っておりますので、やはり財政推計も現在非常に公債比率も下げるといふ形の中で、洗い出しの作業をさせていただいております。国の方に提出をさせていただきたいと思っておりますので、そういう作業の中で今後ある程度の方向、あるべき財政の数値というものを硬くしていきたいというように思っております。できるだけ早い時期にこの計画を、今後の財政計画というものを樹立をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

もう1点、人材育成と言いましょうか、職員の意識改革の問題があったと思いますけれども、職員が本当に頑張った分だけ報われるシステムをつくるべきじゃないかということでございまして、同感でございます。現在そのような組織の中で職員が減っていく、仕事が増えていくという中で先般来ご議論ありますとおり、市民の皆さんの付託にこたえるということでは職員一人ひとりの能力を高める。これがひとつのやっつけていかなきゃいけないことであろうというふうに思います。本来は人事評価を行ってその評価を給与に反映させるというのが国等も含めて、ひとつの方向性を含めております。給与の構造改革等5年計画の中で今取り組みをさせていただいております。今年度18年度からそういった形で国とも連動しながら行っておる現状でございます。人事の評価につきましても導入に向けて取り組んでいかなければいけないと思いますけども、まずその前にやはり各部署の職員間同士のコミュニケーション、階層別の上司との日々のコミュニケーションとか、あるいは組織同士の横の連携とか、そういったことは基本の問題としてやっつけていかなければいけないというふうに思いますけど、これまでの係制なり、縦割り制度のいい面と悪い面と両方あるわけでございますけど、今回係制を廃止してグループ制でくくりを少し大きくして、私はこの係ですから、この係のことしかしませんという、そういう縦割り制度の悪い部分はちょっと直していこうということで取り組まさせていただいておりますけども、そういう取り組みの中でやはり、半分はこっちの仕事し、あるときは別の仕事をするというような職員のそういう働き方の環境の変化があらうというふうに思いますけども、それをやるためには職員間同士のコミュニケーションなり、自己のスケジ

ジュール管理なり、自分が何を専門的な知識を得なければいけないのかという自覚と言いましょか、自己管理、そして上司は上司で自分のグループをどのように管理するのか、スケジュールも含めて仕事の管理をしていかなければならない。課長は課長、部長は部長、我々は我々というその階層別にそれぞれのマネージメントを行っていかなければならないということでございますので、それを18年度特に機構の改革に合わせて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

17番 今村義照君。

○今村議員

まず1点、行政評価の問題でございますが、やはり抽象論の形での論議にしかならないというふうに思うわけで、なぜやらぬかと言いますと、やはりその目的とするところがどうも出発点が違うんじゃないかというふうに思うわけでございます。本来なら住民の前にそういう評価が説明できるというのは、お互いが共通認識が前提ということが大前提ということは、再々言ってきたわけですね。その考え方を改めん限り、市民のための行政評価の本物にはならないというふうに思うわけでございます。今そのためには、やはり住民の求めるサービスの量の問題、質の問題、そこら辺を洗い出してそれにこたえることが行政の努めだろうと思うわけでございます。そして、その住民のニーズなり要望を目標設定として立てるのがこの行政評価の原点だろうと思うわけでございます。そこら辺についての改めてのお考えと、ちょっと細かいことになるんですが、今年度の予算化に315万円の行政評価に関する予算が組まれております。これはどういったような形で使われようとしているのか、ということでございます。

それと行財政改革の問題でございますが、確かに個別の事業、事務事業をその成果を検索することによって、方向性が出てくるだろうということでございますが、そのことはさておき、やはり144項目の項目を一気にこの改革に向けてするというは大変な作業であり、長期にもかかるわけでございます。その点の中で特に今年度どの分野に力点を置かれた形での改革を進められようとしているのか、そのところのご説明をお願いをしたいと思います。

そして職員の意識改革の問題でございますが、確かに人事評価システムを取り入れんと公平に職員を査定するのは難しいということでございます。これに向けてやはり大きな準備をしていかんと、一朝一夕にこの評価の仕組みができるというふうには思いませんし、また、行政職員特有の非常に一般企業と違って、事業目的はあくまで行政のサービスということにつながりますので、この評価のところは難しいわけでございますが、先の機構の中で、フラット化及びグループ化によって、総合力を発揮して能力を高めるんだということでございますが、

やはりこれまで積み上げてこられた1事業、1係でこれを今後伸ばしたいというのがこの機構改革の底にあるんだらうと思いますが、そこら辺が今の機構改革のあり方そのものと、そのフラット化及びグループ化が私は、今の市長のもとに副市長あり、それから部長制があり、その部を3つにするという、今回の大きな機構改革の案が示されておりますが、そのこととやっぱり職員のやる気の問題をどういうふうに連動させるかということが大きな課題だらうと思うわけでございます。そうすると現状22名の退職者があるということでございますが、中には2、3の中堅職員がいみじくも辞める方向で検討されているというような声も聞きますが、その裏にはやはりやる気の失ったということで、やめるというようなことも耳にするわけでございます。そこら辺の認識について、どういうふうに総括をされ、今後その職員の意識改革に基づいてされようとしているのか改めてお聞きをして、最後の質問といたします。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

最初の行財政評価の問題でありますけども、視点がずれているんじゃないかと、市民の皆さんとのニーズとどのように連動させるのかということであろうと思いますけど、PDCAのサイクルの中でのいわゆる評価の部分ですよね、やった結果がどうだったのかという、そのサイクルのなかの一つの部分でありまして、それを評価をし、次の行動にどのように目標数値を設定して、いわゆるうちで言いますと予算の関係になるんでしょうか、新しい予算にどのように連動させていくかというような、そういう視点も必要であろうと思いますんで、評価につきましてはやった結果がどうだったのかといったことを今まで以上に精査をして、意識的に次のプランにつなげていこうという一つの試みであるというふうにご理解を賜りたい。我々もそのように思っております。その結果PDCAサイクルの結果が市民の皆さんとのずれが生じれば、それはやっぱり修正をしていかなきゃいけないということで、それが情報公開であったり、一生懸命そういう事業やりよるけど、私らはそれを必要としとらんよというようなマーケティングの部分はやはり議会の皆さんなり我々職員が日常の業務の中でやっていくことだらうというふうにある期間を決めて、皆さんどうでしょうかということでないのではないかなというふうに思っております。

それと行革につきましては、前期5年なら5年といった大綱に基づいての計画でございまして、やはりある一部をやったということじゃなしに、やっぱり全体的、総合的にできるところからやっていくということが必要じゃないかなというふうに思っております。強いて挙げれば、いわゆる定員適正化計画にしろ、あるいは今年度の予算編成もそうでありますけど、財政健全化へ向けての予算規模であり、あるいはさまざまなそういった今のような行政評価の試み、そういったも

のが重点事項であると言えるというわけでありまして、やっぱり140何項目というものをチェックしながら総合的にやっていくという視点が私は必要だろうと思っております。職員のやる気でありまして、人材育成、あるいは意識改革につきましても職員が定年退職を含めて大量に減っていくという現実路線をどのように克服をしていくのかという、ひとつは現実論としてあるわけでございますし、全国的なデータから言いますと住民千人当たりの職員数が、依然として安芸高田は高いということでございまして、それはその数値として受け止めてそれに向かっての職員の適正化に向けて、現在取り組んでおるところでございます。その中でこれだけ煩雑な業務をどのようにしてやるのかということが今年度の大きな機構改革の観点でありましたし、来年度も当然定年退職者は予定されておるわけでございますから、現在は不補充ということで、現員よりもまだ減るということを想定していかざるを得ないということでございますので、職員、個々にはいろいろな事情もありますし、やる気をなくすような職場環境であってはいかんということで、今まで以上に我々も人材育成なり職員の仕事管理、スケジュール管理、あるいはいろんな面でのコーチングといった概念もあるようでございますので、そういったものも動員しながらやっていきたいというふうに思います。

答弁漏れあるかもわかりませんが、以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

簡単に頼みます。

○新川総務部長

行財政改革の今年度の重点ということのご指摘でございます。このことにつきましては、一昨年来、補助金等の懇話会等も実施をさせていただきました。今年度につきましては、指定管理を重点的にある程度内容的に精査をさせていただきたいというような考え方を持っておりますし、それと各集会所管理体制を今一度明確にしたいと考えております。市の直営で考えるもの、またその他全部市民の方の集落等へいろいろご協議をしていく、そういう集会所の管理体制等、多くの施設がございますので、そういう改革をある程度重点的に持っていきたいというような考え方を持っております。

それと職員の意識改革の中で、ご意見、ご質問ありましたけれども職員の政策という状況がございましたけれども、このことにつきましては予算の編成の中に各部ともそうした今年度の基本的な考え方、施策との体系をどのようにということ、また政策的に新規事業の取り組み方、そういうものも十分整理をさせていただいて、予算の要求の方、出させていただいております。そういうところも職員の参画の中である程度の考え方というものもアイデアの中で出てきておるのではなかろうかというように思っております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。  
以上で今村義照君の質問を終わります。  
この際、15時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時03分 休憩

午後 3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

時間が参りました。  
休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 金行哲昭君。

○金 行 議 員

はい、議長。

○松 浦 議 長

はい。

○金 行 議 員

政友会の金行でございます。よろしくお願いいたします。

私は、通告のとおり職員採用についてと学校における子どもの体力向上、スポーツの重要性についてとまた、保育所の施設管理について大枠3点質問させていただきます。

まず、職員の採用ですが、安芸高田市では厳しい財政状況を踏まえ、行政改革に取り組んでおり、平成17年から平成21年までに5年間、9.4%の職員削減という第一次定員適正政策を打ち出されておられます。この適正職員数とはどういうものか、またこの昨今、退職者が非常に増えている、いろんな原因があるのでしょうか増えています。いろいろな業務に支障が出るのではないかと、またあの5年間職員を全然入れなかった場合にどういうことが起きるじゃないかと、私は非常に懸念しております。その点、市長どう考えておられるのかお伺いします。

またこのたび、身体障害者のある方を対象に職員を採用される計画に出ています。恐らく採用されているんだとこの前の出ておりましたが、この状況はどうなったのかお聞きします。それが1点目でございます。

2点目でございます。学校における子どもの体力の向上、スポーツの重要性についてでございます。平成17年度に文部省が体力調査の結果、子どもの体力は依然として下がることに歯止めがかかっておりません。スポーツをほとんどしない子、運動能力は20年前の子どもたちと比較して非常に低下しとることを文部科学省も出しております。また、毎日スポーツする子、スポーツ少年団等でスポーツする子と全然しない子が、子どもたちの成長の過程内で2極限化しとる現状でございます。このような体力の2極限化は私は、不登校・いじめ・校内暴力、さらにたびたび起こる少年少女の傷害、いろいろな痛ましい事故にかかわっているのではないかと私は思うのです。私はその点を非常に危惧しております。体力の向上は身体的なことではなく、気力・意欲・精神力・ストレスに対する強さや思いやりで、精神的な面が大いに人間の成長に発展を与える基本の要素ではないでしょうか。すな



わち、体を鍛えることは心を鍛えることでもあり、これが子どもの成長の第一歩ではないでしょうか。生きる力の基盤となる体力を向上させることが、学力の問題やいろいろな痛ましい事件のこともいろいろ、それだけではございませんが、子どもが健全な成長をしていく大変影響をもたらすのは間違いないと私は確信しております。

知・徳・体のバランスの取れた教育を推進していくのは、重要なこととございます。それぞれともに、健やかに伸びていくことは一番すばらしいことではございますが、体はすなわち、スポーツの振興は知・徳の源ではないでしょうか。

そこで教育長、本市においてスポーツの重要性をどのように考えておられますか。また昨年、体力テストのされておりましたその我が市の結果が出とると思いますが、その点をお聞きします。それが、2点目でございます。

3点目でございますが、これは保育所の件でございます。先日の新聞に保育所の件について、ちょっと新聞に出ておりますが、いろいろな記事はございませんでしたね。それはさておきまして、今日この一般質問が終わったあとに全体がございまして、それはちょっと触れません。

私は、若者定住においてまた少子化の影響力において、保育所の充実が非常に大事なのではないかと考えております。私の集めた資料によると、非常に古い幼稚園もございまして。お父さんお母さんが、おじいちゃんおばあちゃんが送って行っても車の止められない場所の保育所もあります。そういうところは事故があつてからでは遅いんでございます。例えば、向原のこぼと園とか小田東保育園とかいうのは非常にそういう不便を感じておられます。その点、どのように考えておられますか。また、施設管理等もどのようにされているのか、決して今の財政が苦しいときに私は、新しいのを建てとは申しません。最低管理、設備はしていかななくてはならないのではないのでしょうか、その点お聞きします。後は、答弁次第によっては自席で質疑させていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただ今の、金行議員のご質問にお答えをいたします。

職員採用の適正職員数についてのご質問でございますが、平成16年12月24日に閣議決定されました今後の行政改革の方針を踏まえ、総務省において策定された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針及び行政改革の重要方針における総人件費改革の実行計画により、本市においても平成18年3月第1次定員適正化計画を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間で、48名の純減、率にして国が求めている4.6%の約2倍にあたります9.4%を目標としているところでございます。

現在、退職者に対して原則不補充で対応してきているため、このまま推移いたしますと、先ほどの期間において、合併後、本年の3月末までに私の計算によりますと、59人の退職者がございます。合併した時に辞めた職員、旧町で辞めた合併時に辞めた職員を入れますとまだ多くなると思いますが、そういうことでございまして、この計画この状況から行きますと、本年も19年3月31日で辞める職員が21人おりますので、これを含めて59人になろうかと思いますが、そうしますと、あともう2年しますと、大体今年ぐらいの退職者があれば100人減ると、いうことになろうかと思いますが、それでも、そのまだ今まで言われております、市民100人に1人という職員数から言いますとまだ多いと、人数は多いということになるわけですが、私はその時点で状況を見ながらですね、要するに分権が来ただけは多くなると、仕事量が多くなると、こういうこともございまして100人に1人と市民100人に1人という職員数には、私はこだわれないのじゃなかろうかとこのように考えておるわけですが、職員レベルの計画では途中の補充ということも考えておりますが、私は市長としてもうとにかく、人を減すとそういう中で、効率的な事務をやってもらうと、そのことが一番の合理化につながるんで、そういう意味で今回のフラット化というのも考えたと、こういうような状況でございまして、私は何ぼ悪く言われても、とにかく100人に1人になるまでは補充せん。という話しをしております。しかし、実態から言いますとですね、来年ぐらいから多少の補充はしとかんといけんのじゃないかという気もせんことはないんですが、状況を見ながらですね、やっていくということに。それで、断層ができるじゃないかという問題もあるわけでありまして、全くそのとおりですが、それは今度採用するとき年代別にですね、分けて採用するという方法も私はできる。これはこの間大学の先生と話しよったら、それは年代別に採用する方法もある。まあ、こういうような話もありましたので、そこらは今後の検討をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、職員採用の障害者の雇用についてでございます。障害者の雇用の促進に関する法律第6条には、地方公共団体の責務として、障害者の雇用について、事業主その他の国民一般の理解を高めるとともに、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないという法律があるわけでございます。同法の趣旨から、安芸高田市は民間企業に率先して障害者雇用を進める立場にあるというわけでございます。しかしながら、現在の本市における障害者の雇用率は、昨年6月1日の調査時点で、法定雇用率が未達成の状況にございます。そこで平成18年度、議員ご指摘の身体に障害のある人を対象とした一般事務の採用試験を実施をいたしております。現在試験結果をもとに、採用につい

て検討をさせていただいているところでございます。4月1日にはこの障害者の採用をしていきたいと、これは特に法に基づく障害者の採用率がでございますので、それが出せるように努力をしていきたいとこのように考えております。さらに19年度以降においても若干名の採用を行って、法定雇用率を満たすように、積極的に取り組んでまいりたいとこのように考えておるところでございます。

次の、保育所の施設管理についてでございます。現在、市内には市立保育所が10カ所ございますが、中には古い建物もあり、安全性を含め適正な管理が必要と認識いたしております。各施設の状況は、所長が把握すると同時に現地調査も実施しながら、緊急性に合わせ適宜、修繕改修等を行っているところでございます。

次に向原こぼと園についてでございますが、本園は、合併前の協議により、保育所と幼稚園を一体化し、現在、1保育所として運営しておりますが、実際には園舎が2カ所に分散しており、管理運営経費の効率性等の課題に合わせ、3歳未満児の園舎は、昭和44年に改築したもので老朽化が進んでいるのが現状でございます。今年度の補正予算でもお願いしましたように、緊急性の面から排水路、污水配管の維持修理を実施したところでございます。いずれにいたしましても、子育て支援に対応した保育内容の充実と安全な保育環境を確保する観点から、施設、設備の修繕及び改修については、適切に対応をしてまいりたいと考えております。

次に、小田東保育所についてでございますが、本園は、JR甲立駅裏付近の住宅地にあり、道路も狭く、保護者の送迎で不便を感じているという実態も聞かせていただいておりますので、園児の安全確保の観点から、必要な措置について検討をさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまの金行議員の質問にお答えをいたします。

かつて広島県は教育県広島とかあるいはスポーツ県広島という言葉で言われておりました。今年、今年度でございますけれども、中学校の男女の駅伝が全国優勝し、それから高等学校も全国優勝、実業団も全国優勝とこれまでにない成果が出ておりますが、今現在おる親の30年ぐらい前の団塊の世代と今の子どもたちの体力を比べたときには、一つの例で言いましたら、50メートル走で言いますと30年前の方が成績がいいと、いうことがあるということを私は何遍も聞いております。

学校における体力の向上とスポーツの重要性ということでございますけれども、本市は夢と志を持った活力のある子どもの育成を目指しまして、知・徳・体のバランスのとれた教育を重視しとるところでございます。

こうした中、文部科学省から平成16年度から18年度の3年間、安芸高田市内で子どもの体力づくりの実践をやってみないかというお話しがございました。そこで、地域が指定されるということがございますので、吉田町内の吉田・可愛・郷野の3小学校と美土里の小学校を実践校として子どもの体力向上実践事業の委嘱を受けました。そのときにタウンミーティングということで、旧吉田の公民館を使ってそれぞれの先生がおいでになりまして、講演があつたりあるいは運動公園の体育館において、かれこれ子どもたちが集まりまして、軽く千名ぐらいの人が集まる中で、スポーツ等についての話しがあつたり、それからアーチェリーの模範演技もあつたと思いますが、それはそのときの一環の授業でございまして、これは単なる筋肉マンをつくるという授業ではございませんで、外遊びなどの体を動かすことをいとわないう子どもをつくることであつて、食事などの生活習慣づくりを通して、健康づくりと基礎的な学力の向上など生きる力をつけることを目的とした授業でございます。3年間、学校・家庭・地域が一体となって取り組んできた結果、実践校では平成16年度の新体力テストにおいて、全国平均を上回る項目は約36.5%でございましたが、18年度では81.3%が全国平均を上回ることができました。

また市内にすべての小学校になわとびを配りまして、そこでも体力テストをやっておりますが、その結果を見ますと96項目中68項目、約70%が全国平均を上回っているという結果が出ております。さらに付け加えますと、中学校の2年生を対象にいたしまして、今年度の体力テストをやりました結果、女子は広島県内23市町村の中で2番目。男子は23市町村の中で6番目というように体力がついてきておりますし、一つの課題は、男女とも握力が広島県の全体でも劣る。また、男子は20メートルのシャトルランと言いまして、持久力を調べるテストがあるわけですが、それが劣るという結果が出ております。なお、先ほども申し上げましたが、これは単なる筋肉マンをつくるんじゃないに、学力のことも考えておるんだという話しをいたしました。が、学力について申し上げますと、広島県の基礎基本定着状況調査結果で実践校は平成16年度、県平均を上回った小学校は国語で1校、算数で2校でございました。今年は国語で2校、算数ですべての実践校が上回っており、学力が向上しておるとも言えます。また、学習への意識調査でございますが、「学校は楽しい」「学習は分かるまで努力する」「出来るようになりたい」という項目が県平均よりも高く、この授業を受けたことにより意欲の向上や心の健康状態が向上したことが一つの要因と考えております。こうした実践結果が出ておりますので、その結果体力は、知力や気力の源であり、生きる力の重要な要素であると考えております。

今後も学校や家庭、地域でスポーツの振興を図りながら子どもの体力向上を目指して頑張りたいと思っておりますので、他の皆様方のよ

ろしくご協力のほどお願いいたします。以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

○金行議員

はい。

○松浦議長

13番 金行哲昭君。

○金行議員

職員の採用ですよね、今言う行政改革で職員を採用すればお金がかかることですから、そりゃ大変です。今市長が言われた100人は絶対という強い意志で。そうですが、今はそうでもあの年になぜいなかったと言う時がいつかは来るんじゃないか。あの時の人材。それとか年功序列とかのなんか言いよるわけじゃございませんよ。あの時になぜ入っていなかったということをよく。ただ財政だけでは、この職員を採用しているのか、していなかったかと後何かきたときいうことをちょっと今後の採用の時に頭のどっかに入れといて下さい。入れとるか入れてないかいうのはあと答弁もらえればいいんですが。

それと、今回障害者の採用言うんがインターネットも出ていましたし、あれなんです、あれは法的にラジオもテレビも安芸高田市は採用がないと、県が指導かなんかしたったんか、それとも3人が少ないということでしたよね。人数言われて。そういうことで出したんか、出さなきゃいけないことで出したんか、当たり前のことですが、この分の方は吟味されとるのは3人、何人今んとこあって、3人入れるのか2人入れるのか、全然ないんか、障害者の方の1級から6級ということで募集されとったが、その内容がもしわかればお知らせください。

それと体力測定の非常にいい結果が出て、非常に喜ばしいことですので、どんどんこういう考えで、教育長やってもらえば申し分ございません。ちなみに昨年優勝した世羅高校、私の母校でございます。これは余談であります、一応言っておきます。それと、保育所の件でございますが、保育所は今私が言った向原の上の非常に古くございませし、非常に危のうございます。担当部長、委員長さん、雨漏りがしとるということも聞くんですが、その点、答弁はいいですよ。その点調査をして、雨漏りしとるんならしとるように早急に措置をしておいてください。

そういうことで再質問は以上です。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

一般職員の年代に穴が空きゃせんかと、こういうご質問でございますが、その点については案外目標の、先ほど申し上げましたように100人というのは案外早く達成できると、10年かかりゃせんかという気もしたんですが、そういう点ではやはり議員おっしゃるようにもう一遍考慮を再考する必要があると、こういうことも含めて今後検討をさせていただきたいと、このように思います。

障害者の採用についてはやはり法律がございまして、何人おらにゃ

いけんということもあるわけでございます。そのことについてはまた担当部長の方からお答えをしていきたいと思っております。

それから保育所の問題については、建て替えるというのはなかなか今財政的な問題もあるんで、やはり雨漏り等のあるところは当然すぐ直さなきゃいけんことでございますので、対応をさせていただきます。

○松浦議長

引き続き総務部長 新川文雄君、答弁を求めます。

○新川総務部長

障害者の採用計画でございますが、この点につきましては法定雇用率ということで、毎年市の職員の実態調査の中で、これは出てきております。そういう状況に本市の場合に今6名の枠の関係になるわけでございますが、現在3名の障害者の採用をいたしております。その中でも急務に基づきまして、2名枠とそういう状況があるわけですが、現在の中では4名の法定の職員という状況となっております。今年度の採用を今計画をさせていただいておりますので、単年度で即全部の充足ということは、なかなか難しいところもございまして、先ほど市長さんの方が答弁がございましたように、年次計画を明らかにしながら今後も採用の計画を定めたいと思っております。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

総務部長が答弁されたあれですが、体の不自由な人はいろいろありますからね。どういうんですか、全部雇えばいいというものじゃありませんが、イメージ的として安芸高田市は障害者の人に厳しいんじゃないかというイメージを与えないように、やっぱり法定に許す間はやっぱりはそれだけの人材がいらっしゃるんだから、多くから門戸を開いて、僕は採用するべきでございます。

それを1点お聞きしてやめます。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

今年度も19年度もそうした採用の計画を今決めております。一次試験を終わった状態でございますので、今後こうした採用に向けての事務作業に入らせていただきたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

これをもって金行哲昭君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 山本三郎君。

○山本議員

政友会の山本三郎です。

さきの通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

本日の一般質問の最後ということで、皆さんお疲れのことと思っておりますがよろしくお願いをいたします。

まず、安芸高田市の行政運営についての質問をいたします。

19年度の施政方針で、予算編成の基本方針を述べられています中で、財政運営の安定性を判断する指標数値いずれも悪化しているのが現状で、特に財政構造の判断基準とされる数値は警戒を要する状態から危機的状況を迎つつあり、厳しさを増す財政の現況を認識されておられます。また、合併して4年目を迎える現在、人口3万3千人余りの市の規模としては義務的経費、經常経費はもちろん将来の財政負担を地方債に依存し、投資的経費の歳出規模も極めて大きく、類似団体の予算規模と比較すると大きく乖離しているのが現状で、一刻も早く類似の自治体並みに予算規模をスリム化した上で、政策的な経費に充当する財源を少しでも多くする必要を求められておられます。この基本姿勢について、次の件についてお伺いします。

まず1点目、19年度の財政運営に活かすための18年度で事務事業評価の試行導入で、19年度から事務事業全体を対象に本格導入の実施と長期総合計画の次期見直しへ、施策評価導入の準備作業を計画すると言われておりますが、具体的な見解をお尋ねします。

2点目に、安芸高田市総合計画はまた新市建設計画にうたわれていない新規事業の実施により、市長が施政方針で示されている類似の自治体並みに予算規模と財源を少しでも多く確保すると言われておりますが、疑念を抱くものであります。市民の多くは、将来さらなる財源不足の懸念をされておられます。市長は健全財政を基本に施策事業を着実に推進される決意の中で、主要事業の早期実現を考えておられますが、まずどの事業を示しておられるのかお伺いします。

次に2件目といたしまして安芸高田市の情報管理システムについてお尋ねいたします。安芸高田市の住民の安全・安心・信頼をしていただくための情報セキュリティについて、当市の取り組み状況をお伺いいたします。

まず、1点目に職員のセキュリティに対する意識感覚は万全に指導されていますか。そして、2点目電子情報管理は適正にされておられますか。そして、3点目。全国での役所並びに関連する組織から情報の漏洩事故は平成18年4月から平成19年2月6日現在で、46件に私の調査では持っております。主に、公務員の関連した情報漏洩事故、住民の個人情報の安全の担保に対して、非常に大きな脅威となっているのが現状であります。安芸高田市での発生のありなしはどのような状況でしょうか。お伺いいたします。

次に、3件目といたしまして、公文書の管理についてお尋ねいたします。

第2庁舎文化保健福祉施設の完成が10月とされています。完成を前に公文書の整理と管理に対する準備の対応状況をお尋ねいたします。また、合併3年経過するわけですが、本庁支所間での文書の取り扱いは一元的に行われていなければならないと思いますが、現状はどのような状況でしょうか。お尋ねをいたすものであります。

以上、質問をいたします。また再質問は自席において再質問させていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただ今の、山本議員さんのご質問でございます。

行政システムの導入に関するお尋ねでございますが、このことにつきましては、先ほどの今村議員さんのご質問にもお答えをいたしました。が、本市の行政評価につきましては、市民本位の効率的・効果的な行政財政運営及び職員の意識改革、行政活動の成果やコスト情報を説明する責任の一層の向上及び総合計画の進行管理の適正化を導入目標として、行政活動の経営管理と情報の共有化、総合計画等の進行管理、予算編成及び事務事業の再編、組織等の見直しという大きな3点へ効果的な活用を見込んでおります。

ご承知のように、平成18年度に試行評価を行いました。が、これを経て、来年度からすべての分野の事務事業評価を実施することとし、現在、長期総合計画に基づいて政策・施策・事務事業の目的体系化作業を進めております。なお、平成19年度からは、総合計画の進捗管理と見直しに活用するための施策評価の導入へ向けて、事務事業評価の成果を踏まえ準備に取りかかることとしております。

次に、主要事業についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、安芸高田市の財政状況は、国の行財政改革による補助金制度の見直しや交付税制度の改革の影響、さらには、景気回復の影響が中山間地域にはなかなか波及しないという状況の中で、大変厳しい状況でございます。こうした中で、建設計画に載っていない新市の主要事業として、農畜産物処理加工施設の整備と吉田少年自然の家の活用がありますが、いずれも安芸高田市の農業の振興や青少年の教育に必要な事業であり、事業費的にも、最少の費用を持って実施できるよう努力しているところでございます。また、建設計画に計上している事業についても、健全で安定した財政運営を基本とし、さらなる行政改革を一層進めながら、本市が今後とも真に必要な住民サービスの水準を確保することを基本に、総合計画に掲げる施策事業を精査して、総合的、計画的に推進していく必要があると考えております。

今年度施政方針に掲げさせていただきました主要事業についてでございますが、まず、ハード事業としては、市の機能として必要不可欠な第2庁舎・総合文化保健福祉施設の早期完成、葬斎場の整備、吉田少年自然の家の整備などを重点事業として実施してまいりたいと考えております。また、市の定住促進を図るうえでも欠かせない国道54号可部バイパス、地域高規格道路東広島高田道路の早期完成に向け、関係機関との連携・協議を促進してまいりたいと考えております。また、ソフト事業としては、行財政改革を引き続き進めるとともに、協働のまちづくりの基本である住民自治組織とまちづくり委員会の充実

をさせていただきたいと考えております。また、11月にオープンする総合文化保健福祉施設に地域包括支援センターと子育て支援センターを設置することから、高齢者や障害者の総合的な支援事業や、子育て支援事業の充実も今年度の大きな課題と認識しています。今後とも、財政状況を勘案しながら、市民のニーズを的確に把握し、事業を実施していきたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、安芸高田市の情報管理システムについてのお尋ねでございます。総務省は、昨年9月に地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定を行いました。このガイドラインには、セキュリティの実装と監査の実施について、具体的なことが示されていると同時に、ご指導いただきます人的セキュリティの強化、いわゆる職員の意識の向上についても明記されております。当市においても平成18年度で、管理職を対象に個人情報保護と情報セキュリティについての研修を行いました。また、全職員を対象に情報資産の取り扱いや管理及びセキュリティ対策について必要な事項を確認しながら点検するための点検シートの記入を義務づけ、セキュリティ意識の向上を図ることとしております。今後は、この点検シートの分析を行いながら、より効果的な対策を講じるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、公文書の管理についてでございます。お尋ねのとおりでございますが、平成19年度は、10月に完成予定の第2庁舎への引越し作業が控えており、その際、特に注意すべきことは、ご指摘いただきますとおり、公文書の取り扱いでございます。市政運営に関するこれらの情報は、広く市民の財産であるという認識の下に、厳正な管理が求められており、むやみに散逸することのないよう、適正な取り扱いに努めてまいりたいと考えております。現在、本市では、合併時に定めた文書管理規程と同時期に導入した文書管理システムにより、統一的な管理を行っており、合併後の文書については、これらを活用することで、比較的容易に保管、保存、処分の作業が行えるものと考えております。課題としては、合併前の旧町の文書が、それぞれの支所に残されている現状でございます。現在、担当職員が各支所を回り、それぞれの文書量についておおむね把握したところでございますが、今後は、文書リストを作成し、統一的な基準と手順に基づき、処分と保存の作業を進めてまいります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

16番 山本三郎君。

○山本議員

いろいろ答弁をいただきまして、まず1点目の市政評価の導入であります。事務事業全体を対象にして、この評価システムを持って、事業に導入していくという準備をされておるといことでありますが、事務事業の全体をこれから取り組まれて財政言いますか、財源の効果

がどのように出られるとか、いろいろ先を見込んでの計画がされてお
ると思うんですが、市長さんも執行部の方は十分わかっておられると
思うんですが、財政調整基金が不足してくるのが先で見ておるわけ
ですが、そういう点を考えまして、そして今年度また財源不足、7億8
千万の財源不足を考えた上でのこういう事務的全体の作業に取りかか
るといことをございしょうが、この推計を出されるのは5年先、
あるいはもっと先の方も考えたところで推計を出されておると思いま
すが、そういうものがきちっと整理されておるんかどうかお伺いま
す。これはまた予算委員会あたりでも示されることかと思いますが、
最初にちょっとお聞きしておきます。

次に2点目でございますが、私は回りくどく言う性格ではなく、ス
トレートに話をする面がありますので、多少行き過ぎの質問かもわか
りませんが、そのつもりでお聞きしたいと思いますが、市長は安芸高
田市の総合計画を着実に進める中で、住民と行政が奏でる協働のまち
づくりをうたわれておりますが、私の方の後ろでいろいろ情報をして
くださる市民の方は市長が常々市民の視点に立った行政運営をされ、
そして住民サービスの維持向上目的に主体的かつ、積極的な知恵を出
し合い、適正な財源確保等、徹底的な経費の見直しをされ、また限ら
れた財源を最大に有効活用し、厳正なる施策選択をし、市民に信頼さ
れるより効率的な、効果的な行政執行と行政運営を目指されると。こ
のように言われておりますが、18年度の事業執行を市民の方が見て
おられまして、納得のしかねない点があるといこと、私にいろい
ろ言われるわけですが、その理由が何点かあります。一つは市民の表
の分の声は市長さんは把握されておりますが、表に出られない陰の市民
の情報を少し市長さんは不足されておられるんじゃないかという
ような私の裏でそういう苦言を聞いております。

次に2点目で市民の痛みを押し付けて納得のできない事業を取り組
まれるとこういう質問を先ほど申されました。今の少年自然の家のこ
とを特に申されます。といことはやはり少しこれが住民の方へ説明
不足、あるいはもっと対応する機会が必要ではなかったのだろうか、
私はとらまえております。

3つ目に旧町の施設の有効利用が全く見えないと、そして学校の施
設の修繕とかいろいろ取り組まなくてはならないものがある中で、そ
うい財源を投入されるといこと、市民の方は訴えておられます。
そして市長は常々箱物建設は極力控えるといことを市民に訴えられ
まして、新規にない箱物を、また譲り受け、将来に市民の負担の恐れ
が出てくるものをされておるんじゃないか、これも言われてお
ります。これもやはり少年自然の家に対してこのように、私に言っ
ておられると。そして、まちづくり委員会にいろいろ聞いてみますと、
まちづくり委員会の方へは先ほど午前中にも同僚議員が申されまし
が、市長は行政の執行されとる説明はどんどんされますが、これをや

るのに意見を求められるということが、私は不足されておるような、そういうことがないので、意見を述べる機会がなかったというようなこともお聞きしておるわけでありまして。そして、こうした状況のいろいろ市民の方の声を聞かせていただく中で、財源の行政的なものの運営について、1点にしぼっていく質問をさせてもらっておるわけですが、将来この吉田少年自然の家を例えてお話ししますと、市長は青少年健全育成の施設であるということで、収益が求められないひとつの事業をやるんだということでありまして、これは将来私が考えますときに、人口の減少、そして税収の増が伸びない、そして起債の償還等が平成22年にピークというようなことでございまして、10年先の、10年先というのは先かもわかりませんが、もっと先かもわかりませんが、この少年自然の家の事業を取り組むことによって、市民の負担というものがどのようになってくのか、市長はどのようにとらえておられるのかお聞きしたいと思います。

そして、2点目の情報セキュリティーについてでございますが、平成17年度より行政改革の3つの理念、5つの視点、13の推進項目というような中で、これらの推進項目に対してITの利用を欠かせないことと思っておりますが、ITを利用する上での情報セキュリティーはいろいろ説明を聞きますとかなり職員にも徹底してやっておりますが、安芸高田市の全体のセキュリティーポリシーというものをどのように対策として考えておられるか、まず一つお聞きします。

また、市役所で一旦情報が、漏洩言いますか、事故が起きた場合に窓口を閉ざすということはできません。また、全職員に対して箝口令を引くことはできません。あらゆる窓口、住民と職員が接する接点での説明責任が求められますが、これに関しての認識と言いますか、どのようにとらえておりますか、これをお伺いいたします。

また、セキュリティーポリシー上の責任者は増元副市長が最高責任者となって、その下に総務部長、さらに各部長、各課長、職員という体制になっておりますが、もし事故が発生した事件に対して、全職員が増元副市長が考えておられる内容の対応を現場で即座に対応できるようなことがきちっとできておるのかどうか、その点についてお伺いします。例えば、あるところでパソコンがぱっと盗難にあつて、市役所で管理すべき情報やら、資産が登録されておるものが即座に漏洩した。それでそういうものに対しての即座の住民に対しての説明責任を果たせるというものがきちっと体制として、整えておられるのか、そういうことでもあります。先ほど質問した中で答弁が出ておらんのがありますが、それは全国で46件の事故があったということで、特に役場の発生が20%、30%が学校、公立病院が15%、消防組織が13%というような発生状況がありますが、先ほど当市ではどのように発生があったかないかということをお聞きしたわけですが、その点についてもひとつお答えを願いたいと思っております。

公文書のことがありましたよね。公文書につきまして、行政改革においても透明性を高めるという目的遂行のために文章が正確に作成され、なおかつ適正に破棄されているものも重要と考えますが、行政文書のライフサイクルは正しく守られておられるかどうか、この点もお伺いいたします。

次に職員による文章の整備の結果が現状と思いますが、行政文章の整備とともに継続してのライフサイクルを回せる仕組みづくりが重要かと考えますが、このような仕組みづくりがコンサル業者を交えた、そして外発並びにイコール外部にコストを支払い、コストに見合った効果が出るように継続した仕組みが運用されることがこの文書管理する関係にする整備手法として必要と思いますが、その点はどのように考えておられますか。今回かなりいろいろ公文書やら情報セキュリティー等につきましては、いろいろ予算化もされておるように見えておりますが、そういう点についてお伺いをいたします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの山本議員さんの再質問でございますが、それぞれ担当の方からお答えする部分もあるわけでございますので、お許しを賜りたいと思いますが、特にご指摘の吉田少年自然の家の問題でございます。この問題については、我々も執行部としてこれを勝手にどうこう判断をするわけにはいかないと、こういうことで議会の特別委員会をつくってもらって、ご承知のように10回にわたる特別委員会を開いてもらっておるということでございます。その中で基本的には市の持ち出しがあって、改修工事はできないと、こういう基本線で全額県で面倒を見てくれとこういうことが基本であったわけでございます。その結果はご存知のように教育委員会の交付金と足りないところは、過疎債であると。過疎債の3割の交付税で戻らん部分の積み立ても交付金の中でさせていただいておると、こういうことでございますので、改修についての実際の出費というのは、私はないとこのように考えて、それに基づいてそれじゃあどうするかという皆さんに委員会でいろいろもんでもらった経過があるわけでございます。結果はご存知のとおりでございます。今後かかる財源についてもできるだけ経費を省きながら、今までの吉田少年自然の家の子どもだけを対象にしたもの以外にその他の学生とか社会人とか、団体とかそういうものを対象にした総合的なここを拠点とすると。こういうことで進めさせてもらっておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

また、まちづくり委員会につきましても、できるだけ委員さんのご意見を聞くということで、分科会等もつくっておりますので、これは田丸部長の方からお答えをしていきたいと思っております。できるだけこちらの意見も言わせてもらおう。それからまちづくり委員会独自の企画もやっていくという、そういう取り組みをしておりますので、もう少し

詳しく田丸部長の方からお話をさせていただきたいと思います。

その他のお答えについてもそれぞれ担当者の方がお答えをした方が詳しいことが言えると思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まちづくり委員会におきまして、行政からの説明はいろいろされるけども、意見を述べる場がないのではないかと、こういったご指摘でございますけども、実は17年度が終了した時点である委員さんからこういったご意見が出され、それが18年度に入ってしばらくたつてでございますが、期日は覚えてませんが、新聞に載ってまちづくり委員会はどうも市民の意見を取り上げるような形になってないんじゃないかと、こういったものが一時出たことがございます。私どもとすればそれはあくまでも17年度の状況であったと思っております。当然まちづくり委員会の皆さん方には市の現況がどのようになっているのかというのは当然お伝えをする必要がございます。そういったことをベースにしながら、やはり議論をしていただくことがございますので、そういうような形にしております。最初の委員会におきましては市長の方からいわゆる今年度の重要な事業、もしくは市長のいわゆる行政をする上での思いというものをしっかり伝えていただきますし、特に今年度につきましては財政が厳しいということの中で、財政の状況についてもご報告をさせていただき、委員会の皆さん方もこういう状況になっているのかということ、その認識を新たにさせていただいたところでございます。また一方で委員の皆さん方からの意見ということでございますけども、今年度は地域福祉のいわゆる小委員会とそれからもう一つは、安心安全の小委員会という二つの小委員会をつくっていただきました。まずはそれぞれの地域の中で、例えば安心安全ということであれば、皆さんがどのようなことをされているのか、市内のすべての振興会のそういった活動をまず網羅してみようと。そのことの中から、やはり先進的な例というのはそれぞれの地域に学ぶ必要もございますし、また全体を俯瞰する中で行政とこういったことを提案をして、行政とともに取り組んでいく、そういった事業施策という提言をしていこうという形での取り組みもさせていただいております。地域福祉につきましてもそのような形で提言をしていただくようなそういった取り組みもさせていただいておりますので、そういった意味では当初このまちづくり委員会はそれぞれの振興会の中で実施をされているというもの、そういったものを普遍化していこうという目的と、さらには地域のそういったいろいろな課題等々をいわゆる単なる要望ではなしに、提言としてまとめていこうと、こういった機能を持たせるということを目的にしておりますけども、その形にだんだんなりつつあるのではなかろうかというふうに認識をしております。そういった

意味でご指摘がございました説明はされるが意見を述べる場がないという、そういった声もあるということを念頭に置きながら、そういった小委員会での議論等進めていって、本来の目的に合うような形を早く持っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

まず1点目の財政問題でございます。先の質問の中にもお答えをさせていただきましたように、事務事業のこうした見直しといたしましうか、目的体系化に基づいて今年度進めてまいりたいというように考えております。これは総合計画との体系的な中で、目的別に進めたいというように考えております。今後の財政的な数値のあり方であろうかと思っておりますけど、先にご説明させていただきましたように、今年度、19年度総務省、また財務省におきましてこうした合併をし、行財政改革をするにあたって、非常にそうした市町の財政状況の改善策というものが出てきております。こういう状況の中で、新たな体系といたしまして、今まででは国から融資を受けた起債というものは繰り上げ償還をさせてくれない状態にあったわけです。今年度、19年度から21年度までの3カ年間にこういう制度ができたわけでございます。この制度も地方債の借り入れの利率が5%、6%、7%と高い率を償還できるという状況でございます。実質公債比率が18%以上の団体であります。ただ財政状況等勘案した場合にその15%以上の団体も協議をできるという条文もございますので、本市の場合におきましては19年度繰り上げ償還の事務を取らせていただくために、財政健全化計画というものもつくらせていただきたいと思いますと思っております。そういう状況を19年度の事務作業の中で実施をさせていただきました。総務省との、また財務省とのヒアリングを受け、繰り上げ償還をさせていただきますと考えております。

続きまして、情報のセキュリティの関係でございます。当然本市の場合におきましても個人情報保護条例、また安芸高田市情報セキュリティポリシーという考えの中で、個人情報の漏洩防止のために適切な維持管理をしていく必要がございます。その中でもサーバーを設置している場所と言いましうか、本市の場合は電算室が、ちょうど出ていただいたら3階の一番向こうの部屋になっておりますけども、そこにサーバーを設置いたしております。当然1日の作業終わりますと、データをバックアップするという状況を取っております。このバックアップが安全確保のためのひとつの方策であるんではなからうかと思っております。また危機的な被害が起こった場合におきまして、やはり非常用の電源装置とかそういうものも3階の機器管理室には自家発電装置というものも確保させていただいておるところでございます。見ていただきますとわかりますように、サーバー設置して

いる部屋でありますので、鍵、また磁気のICカードで出入りをするという状況になっております。本市の職員もそういった管理体制の中で厳正な対応を取らせていただいておりますというのが現状でございます。

続きまして、職員のこうした危機管理、また個人情報保護なり、情報のセキュリティーの研修の状況でございますけども、一昨年度全職員を対象といたしまして、確認シートを取らせていただいております。自己点検というものもチェック体制の中にさせていただいて、個人情報の保護、またそういうセキュリティー研修もさせて、管理職を中心にさせていただいております。各部におきましては、電算担当窓口という専任の職員を配置をさせていただいております。あらゆる情報の管理等につきましては、そこの担当を通じてシステム的な形の中で、動いておるといのが実情でございます。それと、こうした市の業務を実施している中で情報の漏洩発生があるかということでもありますけども、発生はいたしておりません。

続きまして文書のシステムでございます。現在この文書整理システムにつきましては、合併以来、合併前にいろいろ事務調整の形の中で、文書を旧町単位に整理をして合併しようという状況で、統一的な作業に入ってしまったわけでございますけど、この作業全体ができていない町と、実施した町ということで、非常に全体のレベルは整備されておられません。そういう状況の中で、本年に入りまして新しい庁舎もできます。そういう状況の中で、合併前また、合併後の文書の整理ということにつきましての考え方を整理をさせていただいております。合併後3年が経っておりますので、記憶が薄れる前に合併前の公文書というのも整理を行う必要があるのではなかろうかと思っております。このたびの事務作業にあたりまして、市内のコンサルと言いましょか、こういう先進な事業実施をしておりますリコーというところがある程度合併した時には、いろんな他市の文書整理を実施いたしております。本市等の人口規模等によりますと、大体このコンサルタティングを実施いたしますと、600万ばかりの管理経費が必要になってきます。そういう状況でございますので、そうした形につきましては、やはり本市の職員を主体として、この文書の整理というものをさせていただきたいというように思っております。当然ファイルシステムの整理の中で実施をさせていただきたいと思っておりますので、統一的な考え方の整理を取らせていただき、この作業をやらせていただきたいと思います。当然文書等の廃棄など、書庫への引継ぎということになりませば、やはり新しく入る前に、9月前くらいにはこの文書の整理もしておかなければならないのではないかと思っております。そういう日程計画の中で、このたびスケジュール等も計画をさせていただいて、この文書整理をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長　　ここで16時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後　　4時28分　休憩

午後　　4時40分　再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再々質問ありますか。

16番　山本三郎君。

○山本議員　　いろいろ答弁をいただきまして、ありがとうございます。

行財政の運営につきましては、非常に市民が心配されておる状況での私の質問であります。特に吉田少年自然の家はたびたび申しますが、市の負担は出さないが、将来はどうしても市の負担につながるものというのが市民の見ておられるところでございます。特に去年の新聞報道で安芸高田市の借金、一人当たりの借金が一般会計で110万あたり、そして特別会計合わせると150万あたりの借金があるという報道がありまして、そういうことで特に市民がその財源の無駄になっておるものじゃなかろうかという感覚で、心配をされているということをつけ加えておきますので、今後そういうことを十分承知の上でいろいろ対話ができる場所がありますと、しっかりとそこらを説明していただきたいと思っております。私らが市民に説得と言いましても、現状は10万から50万あたりのわずかな地域の人が例えば水路の修繕とか、いろんな修繕をするのに、窓口行けば財源がないからというので、かなり厳しい市民に対しての風当たりがあるということを考えてときに、なぜこのように物がぱっとできるんだろうかというような感覚で持っておりますので、私らが例え説明しても理解は得られない点があるということをつけ加えておきます。

次にセキュリティーの問題ですが、万が一事故が発生したときの増元副市長中心に即座にどのように対応ができるかという問題について、答弁をいただいておりますので、そこらを再度答弁をしてください。そして安芸高田市では事故が発生をしていないという答弁でありますので、まことに上手に管理運営しておられると思っておりますが、特にこういうことは一度でもあったら大変なことになりますので、さらなる緊張感を持って、していただきたいと思っております。

次に公文書の管理についてですが、先ほど来いろいろ整理をするのには、職員で整理をしていくということではありますが、プロと職員とはどう違うかということになって、プロの方はいろいろ10年、あるいは20年、30年、いろいろ長期的な保存をしないといけないというような、即座に今までの経験でやっておられるということを重視いたしまして、職員に一応考えておられるということで、果たしてそれで大丈夫だろうかという考えもいたさないこともないんですが、立派な職員がおられればそれで結構であると思っておりますが、そこらの点も十

分慎重に対応していただき、後でどうこう言うこともないようお願いをいたします。

ここでもう一つ質問するんですが、紙による行政文書と電子を媒体とした行政文書が住民からの負託に対応して安全に一元的に管理ができる仕組みが構築状況でされておられるのかということのを伺いたと思います。そして、従前の電算室、そして情報政策に加えて情報管理というセクションが必要と考えられますが、そこらの点市としての考え方をお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

最後に市長さん、じっくりいろいろ市民の方との対話、本当にこまめに対応をされておるということを十分承知しておるわけですが、やはりいつも市長さんの前で対話できる方と、そうでない方の裏の部分の方の声をしっかり聞き入れて今後の行政に反映をしていただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

厳しいご指摘をいただいておりますので、特に少年自然の家の問題については、いろいろご心配をいただいておりますので、十分わかりますので、住民にもそのことを説得、説明しながら理解をしていただくと、こういう方向で、我々も努力をしてまいりたいと思いますし、住民との対話はできるだけしていきたいということで、土日の行事にはできるだけ出席しながら、その中で今市がどうなつとるかということをお話をさせてもらっておるようなことですが、やはり前から申し上げてましたように辻説法をしながら、住民の理解を得るという姿勢は今後とも貫いていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

次に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

情報セキュリティの内容でございますけれども、当然ご指摘いただきますように、緊急時の対応の計画等、また侵害された場合のそうした時の対応ということも当然予測しなければなりません。当然そうした連絡体制の周知というのが一番の方法であろうとも思いますし、やはり日常業務における職員の質の向上であるのではなからうかと思っております。そうした危機管理に伴います、今回も昨年度行っておりますけれども、やはり確認シートというようなある程度職員の意識を高めるためにも、そういうチェック体制というの絶えずとっていくことが必要ではないかと思っております。そうした災害時の状況でございますので、できればそうした関係の再度のチェックを受けるというような方法も検討をさせていただきたいと思っております。それと公文書の管理の関係でございますけれども、確かにご指摘いただきますように、プロでありますコンサルタントの方が項目を全部出しております。中をチェックしますと、やはり文書分類基準の見直しというのが

一番ではなかろうかと思っております。これは当然分類基準というものにつましましては旧町である程度文書システムができたものがございます。これがある程度モデルにしながら取り組んでおる状況でございます。当然その全部の整理を書庫に入っただけということもあれですが、やはり公文書でありますので、職員の手と多少人件費的な面の雇用体系も出てくるかもわかりませんが、そういう対応の中で最大限努力させていただきたいと考えております。

それとできるだけ紙を使用しないという情報の一元的な形になるかと思っておりますが、これは情報化に伴います今後の情報政策に伴った形の中で十分検討もさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

これをもって山本三郎君の質問を終わります。

以上をもって、本日の一般質問を終了いたします。

これをもって、本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日 8 日午前 10 時に再開いたします。

ご苦労さんでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4 時 45 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員